

Environmental Management System

令和7年度佐賀市環境 マネジメントシステム 実績報告書

(令和6年4月～令和7年3月)

環境政策課

2025.8



環 境 方 針

1. 基本理念

佐賀市は、みどりあふれる山間地、宝の海である有明海、肥沃な田園地帯である佐賀平野を有する、山から海までつながる自然豊かなまちです。

しかしながら、近年では、地球温暖化等の影響による記録的な猛暑や短時間強雨の増加、外来生物の侵入等による生物多様性の危機、プラスチックごみによる海洋生態系への被害など、環境問題が深刻化・甚大化しています。

そこで、佐賀市役所は、本市の美しい自然環境を未来の子どもたちへ継承するために、自らの環境負荷を減らすことはもとより、市民、事業者等と連携・協力して実践を促します。職員一人ひとりが環境問題を自分ごととして捉え、環境に配慮した行動を積極的に実施することにより、佐賀市環境基本計画に謳う望ましい環境像「みんなで創り育む トンボ舞う みどり豊かなまち さが」の実現を目指します。

2. 基本方針

(1) 脱炭素が暮らしや地域に浸透しているまち さが

市役所自身が環境負荷の低減に取り組むとともに、市民、事業者等に対して、デコ活の実践や再生可能エネルギーの利用、先進技術の導入を促進し、脱炭素社会の実現を目指します。

(2) 持続可能な循環の仕組みで成長し続けるまち さが

3R（廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用）を推進し、大量生産・大量消費型の社会から、環境に配慮した持続可能な資源循環型のまちづくりを目指します。

(3) 水とみどりにあふれ、心地よさを実感できるまち さが

本市の豊かな水とみどり、希少な自然や生物多様性を保全・活用するとともに、魅力的な景観を形成し、自然環境と調和したまちづくりを目指します。

(4) 安全で快適な生活環境のまち さが

市民、事業者等に対して、生活環境への配慮意識を啓発し、水道水の安定供給や生活排水の適正処理等を実施することにより、安全で快適な生活環境の向上を目指します。

令和7年3月

佐賀市長 坂井 英隆

1. はじめに

佐賀市は、山から海までつながる水とみどりにあふれる豊かな自然環境が広がっています。豊かな自然は多様な生態系を形成し、様々な自然の恵みをもたらすことで、私たちの生活を支えています。

しかしながら、今日の社会では、物の豊かさや利便性を追求し、大量生産・大量消費・大量廃棄を繰り返してきたことで、地球温暖化問題をはじめ、大気や水の環境汚染、自然破壊による生物種の絶滅、ごみ問題といった、私たちの生活を脅かす深刻な問題が起きています。

そこで、佐賀市は、すばらしい自然や歴史・文化が残る環境を、守り、育み、未来の子どもたちへ引き継いでいくために、自らの環境負荷を減らすことはもとより、市民、事業者等に環境保全に関する様々な普及・啓発活動を行い、実践を促します。環境施策をより計画的、効果的かつ確実に展開していくために、環境マネジメントシステムを構築し、進捗管理を行っており、平成14年3月1日には、旧佐賀市（現在の本庁）で環境に関する国際規格であるISO14001を認証取得し取り組みを進めてきました。平成22年度からは、佐賀市独自の環境マネジメントシステムである「佐賀市環境マネジメントシステム」の運用を開始し、今後一層、環境への取り組みを進めていきます。

今回の報告書は、令和6年度の取り組み状況を取りまとめ、市民の皆様へ報告するものです。

■これまでの経緯

平成13年4月	市長によるキックオフ宣言
平成13年10月	システムの運用開始
平成14年3月	佐賀市（旧佐賀市）がISO14001の認証を取得
平成15年3月	水道局、交通局、本庄幼稚園までシステム対象範囲を拡大
平成17年10月	市町村合併 新市の環境方針を策定
平成18年10月	諸富・大和・富士・三瀬支所がシステムを運用開始
平成20年10月	川副・東与賀・久保田支所がシステムを運用開始
平成21年4月	衛生センターがシステムを運用開始
平成22年2月	佐賀市が環境都市を宣言
平成22年4月	佐賀市環境マネジメントシステムによる運用開始
平成27年12月	第2次佐賀市環境基本計画の策定に伴う環境方針の見直し
平成28年7月	第2次佐賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定
令和7年3月	第3次佐賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）を策定
令和7年3月	第3次佐賀市環境基本計画の策定に伴う環境方針の見直し

■システム対象範囲

佐賀市環境マネジメントシステムは、佐賀市役所におけるすべての事務・事業及び活動を対象としています。

令和6年度の環境マネジメントシステムの主な適用範囲は以下のとおりです。

部門	エネルギー管理施設等（主なもの）
総務部	本庁舎 大財別館 アイスクエアビル 消防格納庫
政策推進部	さが藻類産業研究開発センター
経済部	エスプラッツ白山 歴史民俗館 佐賀バルーンミュージアム やまびこの湯
農林水産部	四季のめぐみ館 排水機場
都市戦略部	公園・遊園 徐福長寿館
建設部	施設管理センター 佐賀駅前広場 放置自転車等保管所
環境部	佐賀市清掃工場 最終処分場 清掃工場南部中継所 衛生センター
市民生活部	斎場 交通公園 隣保館 同和教育集会所 田代ふれあいセンター
保健福祉部	ほほえみ館 保健センター 老人福祉センター 三瀬診療所
子育て支援部	児童クラブ 児童センター 認定こども園・保育所
地域振興部	公民館 コミュニティセンター 健康運動センター スポーツ施設
国スポ・全障スポ推進部	まるなかビル
教育部	小中学校 給食センター 青少年センター 図書館
各種委員会	（管理施設なし）
諸富支所	産業振興会館（諸富支所）
大和支所	大和支所庁舎 そよかぜ館 川上排水機場
富士支所	富士支所庁舎 泉源
三瀬支所	三瀬支所庁舎 体験農園施設
川副支所	川副支所庁舎 排水機場
東与賀支所	東与賀支所庁舎 シチメンソウの里休憩所 排水機場
久保田支所	久保田支所庁舎 排水機場 久保田駅トイレ
交通局	交通局庁舎 整備工場
上下水道局	上下水道局庁舎 浄水場 下水浄化センター 農業集落排水処理施設ポンプ場
富士大和温泉病院	富士大和温泉病院

この他にも、佐賀市独自の学校版環境ISOを策定し、市内の小中学校で活発な取り組みが行われています。

2. 取り組み結果

(1) 第2次環境基本計画に掲げる施策の取り組みについて

平成27年10月に策定した第2次佐賀市環境基本計画に基づく環境施策を計画的に実施するため、佐賀市環境マネジメントシステムのなかで進捗管理を行っています。

令和6年度の環境基本計画に掲げる施策目標、基本目標横断プロジェクトの取り組みについて報告します。

(10 ページ以降に掲載)

(2) 全庁共通の取り組みについて

市役所業務の環境負荷の低減のために、「コピー用紙の購入量削減」、「職場排出物の抑制」、「施設エネルギー使用量の削減」、「自動車燃料使用量の削減」、「グリーン購入の推進」に全庁で取り組んでいます。

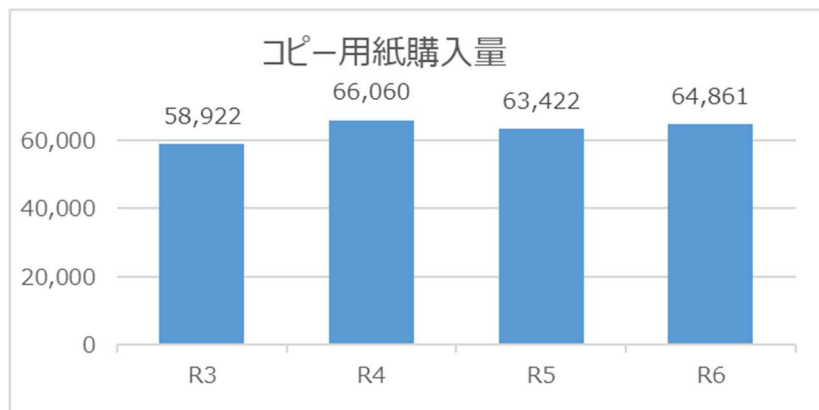
① コピー用紙の購入量削減

両面印刷や裏紙使用、ペーパーレスの推進に取り組み、前年度比約2%増加となりました。一部、国スポ・全障スポ大会の開催や、10月の衆議院選挙に伴い購入量が増えた部門もありました。

▽ (表1) コピー用紙の購入量

年度	A3	A4	B4	B5	合計(kg)
R6	5,269	58,820	658	114	64,861
R5	4,961	58,039	384	39	63,422
R4	4,767	60,265	902	126	66,060
R3	6,281	51,516	1,030	95	58,922

▽ (図1) コピー用紙の購入量



② 職場排出物の抑制

令和6年度の廃棄物は、前年度比約4%増加となりました。資源物「雑誌・色紙」、「機密文書」などの紙類が増加していました。

▽（表2）廃棄物

年度	一般廃棄物			産業廃棄物		合計(kg)
	燃えるごみ	シュレッダー古紙	燃えないごみ	有害ごみ	プラスチック系ごみ	
R6	38,047	8,408	1,755	43,779	4,783	96,772
R5	40,291	7,701	1,779	51,118	4,381	105,271
R4	41,181	8,244	4,137	54,850	5,243	113,655
R3	44,933	7,271	1,627	43,899	4,383	102,113

▽（表3）資源物

年度	ビン・缶	布類	新聞・チラシ	ダンボール	コピー用紙	雑誌・色紙	機密文書	合計(kg)
R6	904	136	7,025	9,082	13,019	27,900	37,098	95,163
R5	668	197	7,310	7,958	12,493	23,215	26,566	78,408
R4	620	49	7,984	7,504	12,445	30,505	35,589	94,695
R3	746	62	7,959	6,998	12,864	25,986	32,747	87,362

③ 施設エネルギー使用量の削減

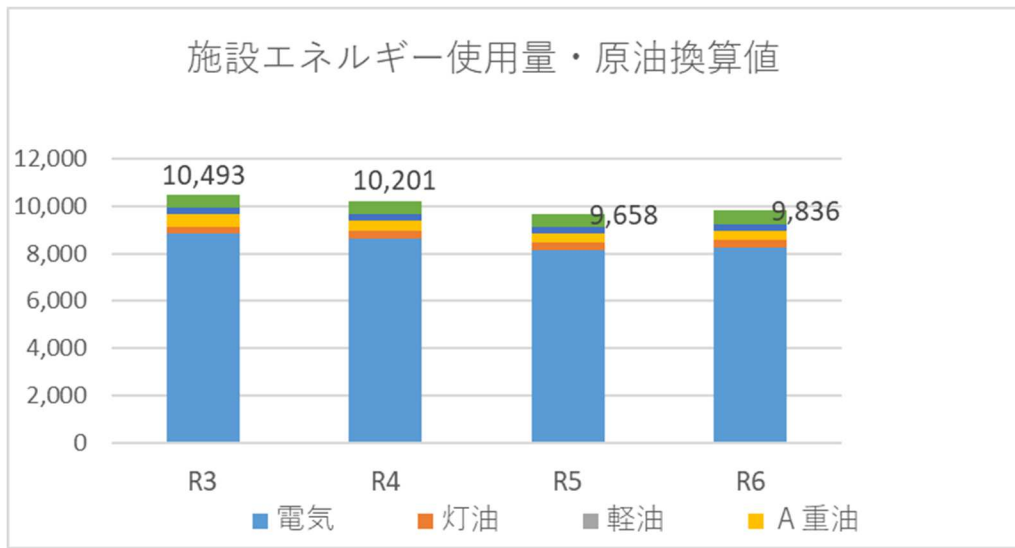
電気使用量は施設利用の増加や夏季の空調利用が増加したため、前年度比2%増加しました。

▽（表4）施設エネルギー使用量

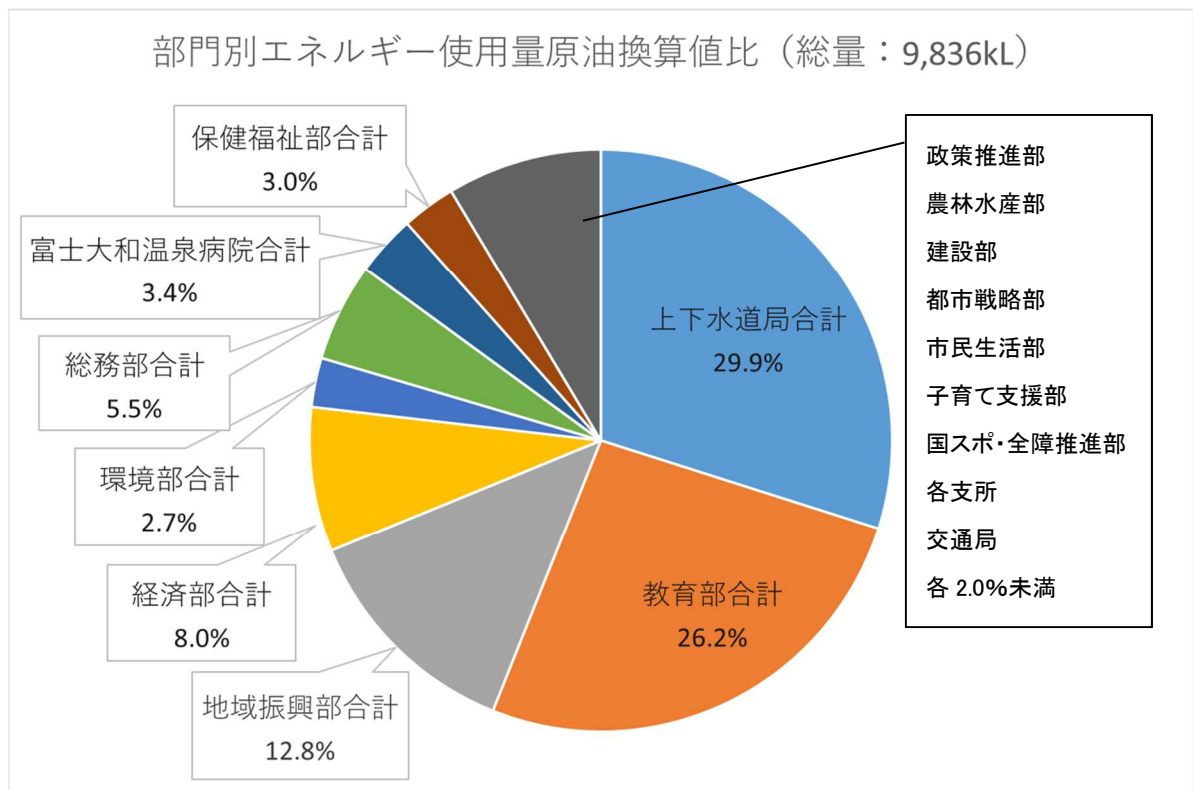
	電気 (kWh)		A重油 (L)	灯油 (L)	軽油 (L)	LPG (t)	都市ガス (m³)
	使用電力量	うち自家発電量					
R6	57,274,828	20,137,480	388,174	322,277	3,686	210.1	507,677
R5	56,093,266	19,489,857	395,676	321,306	2,481	217.2	440,102
R4	54,247,149	15,434,633	400,964	330,245	3,887	213.7	479,174
R3	55,055,365	15,458,005	520,199	304,812	2,773	220.2	491,122

それぞれのエネルギーの使用量を原油に換算にすると令和6年度は全体で前年度比約2%増加となりました。

▽ (図2) 施設エネルギー使用量原油換算値



▽ (図3) 部門別施設エネルギー使用量原油換算値の割合



④ 自動車燃料使用量の削減

ガソリン、軽油の使用量は、日頃からエコドライブを心掛け近距離移動の際は、自転車や公共交通機関の利用等に取り組み、前年度より減少しています。
 また、使用済み天ぷら油から精製する高品質バイオディーゼル燃料（HiBD）については、軽油と同等質の燃料であり、軽油に混合したものを市営バスやごみ収集車の燃料として使用しています。

▽（表5）燃料別使用量・走行距離・燃費

		R3	R4	R5	R6
ガソリン	使用量 (ℓ)	151,901	154,399	143,416	135,793
	走行距離 (km)	1,914,403	1,919,937	1,831,242	1,756,696
	燃費 (km/ℓ)	12.6	12.4	12.8	12.9
軽油	使用量 (ℓ)	874,526	898,207	878,400	958,878
	走行距離 (km)	3,250,860	3,231,528	3,195,631	3,196,323
	燃費 (km/ℓ)	3.7	3.6	3.6	3.3
HiBD(R2～) BDF(～R1)	使用量 (ℓ)	6,797	24,676	40,441	43,430
	走行距離 (km)	—	—	—	—
	燃費 (km/ℓ)	—	—	—	—

⑤ グリーン購入の推進

一部調達において、価格・安全性等の観点から選択できないといった理由でグリーン購入100%を達成することができませんでした。その他の区分の調達量が増加していることからリユース等を積極的に行い、引き続き目標達成率100%に向けて周知を徹底していきます。

▽（表6）区分別グリーン購入達成率（調達量ベース）

区分		R3	R4	R5	R6
紙類、 事務用品類	グリーン購入 達成率 (%)	—	99.5%	98.5%	99.7%
	年間調達総量	—	16,443,784	16,845,411	16,330,583
	内グリーン購入 適合品目調達数	—	16,366,210	16,584,320	16,280,142
その他の区分 (事務機器等、オフィス 家具等、被服等、その他 繊維製品、自動車、設 備、消火器、災害・備蓄 用品)	グリーン購入 達成率 (%)	—	89.5%	84.9%	96.4%
	年間調達総量	—	54,954	84,547	158,270
	内グリーン購入 適合品目調達数	—	49,173	71,797	152,549
計	グリーン購入 達成率 (%)	99.5%	99.5%	98.4%	99.7%
	年間調達総量	16,995,012	16,498,738	16,929,958	16,488,853
	内グリーン購入 適合品目調達数	16,906,221	16,415,383	16,656,117	16,432,691

※R4年度から区分が一部変更になったため、R3年度分は総計のみ表示

(3) その他の取り組みについて

○エコアクションデーの実施

佐賀市では、毎月第 2、4 水曜日を「エコアクションデー」とし、職員が環境配慮行動を推進する日としています。特に、自動車の使用を自粛するエコ通勤を推進しており、当日の通勤にはなるべく徒歩や自転車、公共交通機関を利用するように呼び掛けています。

○PLANET ACTION！（プラネットアクション）

世界的に大きな問題となっているプラスチックごみによる海洋汚染について、佐賀市では、市役所から始める海洋プラスチックごみ対策として「PLANET ACTION！」に取り組んでいます。

<取り組み内容>

- ・使い捨てプラスチック（ストロー、コップ、レジ袋）を使用しない。
- ・会議やイベントでペットボトルを使用しない。
- ・海岸・河川清掃等へ積極的に参加する。

○クールビズ（5月1日～10月31日）、ウォームビズ（12月1日～3月31日）

○毎週水曜日の朝、職員による本庁舎周辺の清掃活動

3. 終わりに

平成 14 年 3 月に ISO14001 の認証を取得して以降、本庁舎の省エネ改修や水道局庁舎の ESCO 事業など施設面での省エネの取り組みを推進するとともに、職員の環境配慮意識も定着しつつあり、一定の成果を得てきました。

このシステムでは、「佐賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に則り、市役所自身の事務・事業の実施による温室効果ガス排出量の把握と削減に取り組んでいくほか、「第 3 次佐賀市環境基本計画」の推進のため、市全体の環境施策の推進や環境都市宣言に沿ったまちづくりを進めていくことを重視しています。

地球温暖化を始めとする近年の様々な環境問題への対策として、環境マネジメントシステムの役割はますます重要なものとなっています。

今後も、佐賀市環境マネジメントシステムを適切に運用して環境負荷を低減し、全庁的な環境配慮行動の推進に努めます。

第2次佐賀市環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	令和6年度実績		取り組みに対する自己評価			
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	A～D	評価がC又はDの場合は理由を記入		
1 地球温暖化を防止するまち	市民や事業者、市民活動団体は、環境・エネルギー問題を意識し、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいる。	1-1 地球温暖化防止対策の推進	(1)市民・事業者の地球温暖化防止行動の推進	①市民・事業者の環境配慮行動の啓発	市民や事業者の方が取り組むことができる“環境にやさしい行動”をまとめた佐賀市環境行動指針を普及啓発に活用することにより、地球温暖化防止へ向けた具体的な行動につなげます。また、市民・事業者の環境配慮行動への取り組み意欲の維持・向上を図るために、効果的な施策を検討していきます。	環境部	環境政策課	市民からの要請に応じて出前講座を行い、環境にやさしい行動を分かりやすくまとめた「佐賀市環境行動指針」を活用して環境保全活動の啓発を図る。また、事業者向けのセミナーや市報等を活用した啓発を行う。	・出前講座を3回実施し、市民(計84名)に身近にできる環境配慮行動について説明を実施した。 ・市報に環境配慮行動に関する記事を7回掲載した。	B			
				②環境マネジメントシステム等の普及促進	ISO14001やエコアクション21(EA21)などの事業所向けの環境マネジメントシステム等の導入を支援します。	環境部	環境政策課	・市内事業所の環境マネジメントシステムの認証取得及び再エネ100宣言REActionへの参加を促進するため、新規認証取得費用等の一部を助成する。 ・環境マネジメントシステムの普及を図るため、事業所を対象とした県主催の「エコアクション21導入セミナー」で補助金の広報を行う。	・補助金交付件数1件 ・佐賀県主催の「エコアクション21導入セミナー」に参加し、補助金制度の広報を行った。	B			
				③地産地消の推進	本市で作られた農産物に「うまさマーク」を付けて消費を促す「ファームマイルージ運動」、学校給食への地元産品の利用、公共工事での地元産材の活用等を積極的に展開し、地産地消の取り組みを支援します。	農林水産部	農業振興課	市産農産物の流通数(うまさシール発行枚数)年間200万枚を目指す。	令和6年度のうまさシール発行枚数は113.5万枚だった。	C	要因として猛暑による高温障害の影響により出荷量の減少が考えられる。 佐賀青果市場のデータ上も流通量が減少。青果市場の流通量。		
						農林水産部	森林整備課	「佐賀市ふるさと木材利用拡大推進事業」を推進するとともに、引き続き関係部署へ地元産材の活用を働きかける。	「佐賀市ふるさと木材利用拡大推進事業」により地元産材を活用した。 令和6年度実績：学校用机・椅子156セット。	B			
				④市役所ひとりの地球温暖化対策の推進	(i)職員一人ひとりの地球温暖化対策の推進	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定し、市役所自身の事務・事業に伴って発生する温室効果ガスの排出削減に努めます。	環境部	環境政策課	・地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき温室効果ガスの2013年度比13.3%排出削減するよう努める。	令和5年度温室効果ガス排出量：64,076t-CO2 2013年度(基準年度)比で9.7%、前年度比で10.7%削減している。主な原因は、他人から供給された電気の使用エネルギーが削減したことによる。また、本市が排出する温室効果ガスの約7割を占める「廃棄物の焼却」において、焼却量総量は横ばいである。本市が電力を購入している電力会社のCO2排出係数が上昇しているが、電力使用量は前年度より減少したため、温室効果ガス排出量は減少した。 ※係数公表が1年遅れのため、1年遅れの算定	B		
						(ii)公共交通機関の環境負荷低減	市営バスにおいて、一部車両の燃料を軽油からバイオディーゼル燃料に切り替えたり、アイドリングストップバスを計画的・継続的に導入するなどの対策を進め、また、デジタルタコグラフ等を活用したエコドライブにも取り組むことで、環境負荷を軽減します。	交通局	総務課	アイドリングストップバスを2台導入する。	新車1台(アイドリングストップバス)を導入した。 循環型社会推進課より次世代型バイオディーゼル燃料を38,800ℓ受け入れ使用した。	B	
							(iii)物品調達におけるグリーン購入の推進	市役所の物品調達に際し、単価契約を締結する物品について、環境にやさしい物品の基準として市が定める「グリーン購入基準」を満たす商品を優先的に採用します。	総務部	契約監理課	単価契約物品(文具消耗品)中、グリーン購入基準を満たす商品を94%以上とする。	単価契約物品中、グリーン購入基準を満たす商品の割合は現在94.21%となっている。	B
				(2)低炭素型の交通環境整備	①公共交通機関の利用促進	集客力の大きい施設等への移動に伴う社会的ニーズの変化に合わせたダイヤ設定、ワンコイン・シルバーバス等による利用しやすい環境づくりを進めることで、利便性の向上を図り、自家用車利用から公共交通機関利用への転換を推進します。	都市戦略部	交通政策課	必要に応じてルート変更やダイヤ変更、運行形態変更等、公共交通でのスムーズな移動ができるよう利便性を向上させるとともに、シェアサイクル等の交通サービスの充実を図っていく。	・公共交通空白地域の解消のため、令和6年10月1日から市営バスの諸富橋津線の一部のルートを変更した。変更前と比較して約2.5倍利用が増加している。 ・シェアサイクル事業者であるチャリチャリ株式会社と令和6年4月4日に「シェアサイクルを活用した二次交通の活性化等に関する連携協定」を締結し、令和6年5月6日からサービスを開始した。 令和7年3月31日時点で車体数150台、ポート数57箇所、利用回数約38,000回、CO2削減量は約16.7tとなっており、市中心部の回遊性が高まり、市民及び来訪者の利便性の向上及び環境負荷の低減に寄与している。	A		
							交通局	総務課	ワンコインシルバーバスの推進。	年間で9,452枚のシルバーバスを販売した。	A		
						②自転車利用の促進	本市は、特に南部において、平坦でまとまりある市街地という地理的特性から、自転車を利用しやすい環境にあります。今後、佐賀市自転車利用環境整備実施計画の見直しを行い、「自転車利用空間の整備など、より快適で安全に通行できるような環境整備を行います。	建設部	道路整備課	佐賀市自転車利用環境整備計画に沿った整備を行う。	短期整備路線において、事業と合わせて整備を実施した。 (市道八戸天祐線L=161m) また、佐賀市自転車利用計画外であるが、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会で会場までの自転車利用者が多くなることから優先して実施した。 (市道総合運動場高木団地線L=402m) (市道総合運動場西線L=389m)	C	左記理由により優先順位の変更
				③自動車利用時の環境負荷低減	走行時の環境負荷が小さい低公害車の導入や環境にやさしい運転を心掛けるエコドライブの普及を推進します。	環境部	環境政策課	出前講座や市報、環境パネル展等においてエコドライブを紹介し、普及を図る。	・出前講座を3回実施し、市民(計84名)にエコドライブの説明を実施した。 ・環境パネル展でエコドライブについて紹介した。	B			

第2次佐賀市環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	令和6年度実績		取り組みに対する自己評価			
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	A~D	評価がA又はDの場合は理由を記入		
2 資源を活かす循環	市民や事業者は、リデュースや廃棄物の適切な分別等に取り組み、廃棄物の	2-1 3Rの推進啓発	(1)家庭系ごみのリデュースとリユース、リサイクル	④快適で安全な交通環境の整備	生活道路や幹線道路の改良・整備、カーブミラーや防護柵などの交通安全施設の充実化等による快適で安全な道路環境の整備を行います。また、主要渋滞箇所の解消を図るため、都市環境の変化が著しい路線や危険度の高い路線から順次整備を行います。	建設部	道路整備課	道路の改良・整備、交通安全施設の充実化等を行う。	道路の改良・整備、交通安全施設の充実化等を行った。(市内一円)	B			
				(3)低炭素・先進技術の導入	①二酸化炭素の分離・回収技術の導入	ごみ焼却時に排出されるガスや下水処理時に発生するガスに含まれる二酸化炭素を分離・回収し、藻類の培養や農作物の栽培等に活用する取り組みを推進します。	環境部	循環型社会推進課	分離回収装置の仕組みや回収CO2の性状等について市民や事業者の説明し、利活用を推進する。	令和6年度の視察等の対応件数は、対面での視察・講演が94件であった。	A		
				環境部		GX推進課	清掃工場周辺では、新たな施設園芸事業者の進出が予定されており、二酸化炭素の更なる利活用につなげていく。CO2利活用の取組み内容や進捗について、市内外に情報提供を実施し、市民に対し低炭素社会への意識醸成を図る。	10月にバイオジャパンで対外的PRを実施した。					
				上下水道局		下水道施設課	台風時期の影響が少ないミニトマを検体とした実証実験を継続し、引き続き排ガスの投入効果を評価する。	排ガスを投入した試験区は、対照区に比べ収穫数は増加したものの、重量は下回った。ただし、ガス濃度上昇対策として換気による影響も考えられるため対照区と連動して行う等の対策が必要である。	B				
				1-2 再生可能エネルギーの普及促進	①再生可能エネルギーの普及推進	(1)地域への再生可能エネルギーの普及推進	自然エネルギーやバイオマスなど、地域に眠る未利用の再生可能エネルギーの活用を進めるために、国・県等との連携や市民・事業者への情報提供など、効果的な対策について検討します。	環境部	環境政策課	三瀬村に整備した小水力発電施設洞鳴の滝ふれあい館を活用し、再生可能エネルギーに対する市民、事業者等の意識等を向上する。	・地元小学生を対象に環境学習会を実施、小水力発電施設を見学、及び自然環境学習により知識を深めた。	B	
				環境部		GX推進課	令和5年度において実証事業は終了したが、成果の実践として、「清掃工場の基幹改良工事」、「ごみ処理基本計画」へ反映や、バイオマス混焼の妥当性を検討してゆく。	令和5年度まで、清掃工場においてバイオマス資源をごみ発電に活用する実証事業を行い、内容を検討したところ、バイオマス資源の確保が困難などの課題があり、計画への反映や事業実施は難しいという結果になった。	C	取り組み内容及び成果欄のとおり			
				環境部		循環型社会推進課	・ごみ発電の余剰電力を市内の公共施設に供給して、電力の地産地消を継続する。 ・出前授業による電力の地産地消の広報活動及び節電支援システムによる公共施設の節電促進活動を行う。	・令和6年度の電力供給施設は小中学校51校、公民館等の公共施設65箇所となった。 ・日新・北川副・北山東部小学校に出前授業を実施し、環境教育の推進を図った。	B				
				農林水産部		森林整備課	木質バイオマスを活用したエネルギーの地域内循環システム構築に向けて、関係機関との協議を進める。	C・D材及び未利用材のチップ化及びペレット化による利活用について関係機関との検討を始めた。	B				
				環境部		循環型社会推進課	次世代型バイオディーゼルの燃料精製装置により精製した燃料を市営バスやごみ収集車等の燃料として使用することで、再生可能エネルギーの活用促進を図る。	佐賀市営バスでは地下タンクにHIBDを投入し、全車両(71台)で使用(混合率約50%)。 (混合率約50%)。 交通局では約38,800ℓ、パッカー車には約3770ℓ(4台)	A				
				環境部		GX推進課							
				環境部	循環型社会推進課	・高品質バイオディーゼルの燃料(HIBD)の精製技術を応用して、廃食用油からバイオジェット燃料を精製する民間事業を支援し、新たな利用用途拡大による再生可能エネルギーの普及に協力する。	・高品質バイオディーゼルの燃料(HIBD)の精製技術を応用して、廃食用油からバイオジェット燃料を精製する民間事業を支援し、新たな利用用途拡大による再生可能エネルギーの普及に協力した。	B					
				環境部	環境政策課	基準量を超えるエネルギーを使用する事業所に対して、温室効果ガス排出量の削減に努めるため、その計画書及び報告書を行政に提出する制度の導入を検討します。	計画書制度を含め、温室効果ガス排出量削減に寄与する制度について、国や県の動向、他自治体の取組状況等の情報収集を行い、メリット・デメリット等を踏まえて導入について検討する。	温室効果ガス排出量削減に寄与する「カーボンライジング」に関する国の検討が進められていることから、国の動向を把握するなど情報収集を行った。	B				
		環境部	循環型社会推進課	市内の店舗等によるレジ袋の利用抑制活動を支援する買物袋(マイバック)持参運動やごみを出す際の指定袋の有料化、エコ料理の普及啓発等により、ごみを出さない生活を送る市民意識の醸成に努めます。 また、ペットボトルやビン、缶といった飲料用容器包装の発生抑制のため、イベント等において、マイボトル持参の普及啓発を行います。	・毎月30日と10日は、家庭でできる食品ロス削減の取り組みを実践するよう「家庭版3010運動」の周知に努める。 ・「家庭版3010運動」のリーフレット等を活用し、エコプラザ利用者のほか、出前講座やイベント参加者等に啓発を行った。	B							

第2次佐賀市環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	令和6年度実績		取り組みに対する自己評価	
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	A～D	評価がC又はDの場合は理由を記入
循環のまち	発生を抑制している。			②家庭系ごみのリユースの推進	ごみとして出された家具等のうちまだ使えるものを無償で市民に提供するリユース品無償譲渡会の開催や、家庭に眠る不用品を持ち寄って販売するエコマーケットの開催等を通して、ごみとして処分される物の減量に取り組みます。 また、リユースの優等生であるリターナブルビン(繰り返し使えるビン)の循環システムについても研究・検討を行います。	環境部	循環型社会推進課	エコプラザの再生ゾーンを中心に、3Rの推進と意識高揚を目的とした各種講座やイベント等を実施する。	エコプラザの再生ゾーンにおいて、リユース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに関する講座やイベント(エコマーケット等)を開催した。 ・3Rに関する講座:92回478名 ・エコマーケット、おもちゃ病院、防災イベント等:20回3,370名 ・リペア・レンタル等:75回248名	A	
				③家庭系ごみのリサイクルの推進	地域による資源物回収運動の支援や紙ごみのごみ出しルールの工夫、様々な機会を利用しての分別徹底の周知などによりリサイクルを推進します。また、家庭や地域ぐるみでの生ごみ堆肥化の普及を促進します。	環境部	循環型社会推進課	・資源物回収を行う地域団体等に奨励金を交付する。 ・生ごみの堆肥化等の減量方法について、委託団体による体験型講座やサポートを実施する。 ・家庭用生ごみ処理容器(電動タイプ含む)の購入費補助を行う。	・資源物回収を行う地域団体等に奨励金を交付した。 交付団体:175団体 ・生ごみの堆肥化等の減量方法について、体験型講座や相談・サポートを実施した。 講座開催回数:56回 サポート実施件数:283件 ・家庭用生ごみ処理容器(電動タイプ含む)の購入費補助を行った。 補助件数:133件	A	
				①事業系ごみのリデュース・リユースの推進	飲食店での食・残しを減らすため、3010運動(宴会の最初の30分と終わりの10分は席で食事をするよう呼びかける)などを推進します。 また、事業系一般廃棄物を多く排出する事業者に対し、廃棄物減量等推進責任者の選任と事業系一般廃棄物の減量に関する計画書の提出を義務付け、事業所内でのごみの減量化・リサイクルを計画的に進めることを求めています。	環境部	循環型社会推進課	・食品ロス削減や3Rの推進などゼロカーボンに資する取り組みを実施する事業者を登録し、広報支援をすることで市内事業者の更なるごみ減量意識を高める。 ・食品ロス削減月間(10月)や宴会シーズンに3010運動の周知広報を行う。 ・食品ロス削減マッチングサービス「SAGAタベスケ」の利用促進を図り、事業所、市民、行政の3者で連携しながらごみ減量を目指す。 ・廃棄物減量等推進責任者の選任と事業系一般廃棄物減量計画書に基づき、計画内容を確認するとともに必要に応じて聞き取りや訪問を行う。	・事業系一般廃棄物減量計画書について、収集業者を通じて適正処理及び減量化への提案や指導を行った。 ・食品ロス削減マッチングサービス「SAGAタベスケ」の登録店、ユーザー数増に努めた。登録店数:26店舗、ユーザー数:2,140人(R6年度未現在) ・エコプラザの会議室利用者に、3010運動や食品ロスゼロ推進店について周知した。 ・廃棄物減量等推進責任者の選任と事業系一般廃棄物減量計画書に基づき、計画内容を確認するとともに必要に応じて聞き取りや訪問を行った。	B	
				②事業系ごみのリサイクルの推進	資源となる紙ごみについては清掃工場での焼却を行わないこととし、燃えるごみの分別を徹底していくほか、市内での食品リサイクルの促進に向けた情報提供等の実施を検討します。	環境部	循環型社会推進課	・資源となる紙ごみの分別(特に難古紙)について周知広報に努める。 ・市内での早期の民間食品リサイクル業の創業は困難な状況であるため、近隣市外での民間リサイクル業の創業も含め、事業者の相談等に応じながら適切な情報提供に努めていく。	・資源となる紙ごみの分別(特に難古紙)について周知広報に努めた。 ・早期の民間食品リサイクル業の創業は困難な状況ではあるが、公衆事業者の相談等に応じながら適切な情報提供に努めた。	C	都市計画法や農地法の規制もあり、食品リサイクル業の創業場所の確保等が困難な状況が続いている。
				①ごみの排出等に関する市民の意識啓発	家庭ごみの収集や排出抑制などの情報ツールとして、『ごみカレンダー・分別表』等を作成・配布し、ごみの分別の必要性や方法を分かりやすく周知するとともに、広報誌やホームページ等を利用し、ごみの発生抑制、再使用、再生利用などの情報を定期的に提供します。	環境部	循環型社会推進課	・「ごみカレンダー・分別表」の作成・配布を行う。 ・「ごみカレンダー・分別表」の点字版を作成し、希望する視覚障害者へ配布する。 ・「ごみカレンダー・分別Webアプリ」とともに、佐賀市スーパーアプリにおける「ごみカレンダーアプリ」の配信を行う。 ・近年増加傾向にある在住外国籍市民との多文化共生を目指し、各種広報媒体を活用した広報に努めるとともに、ガイドブック等を活用した出前講座を行う。 ・市報やホームページ等を活用し、3Rに関する情報を定期的に提供する。	・「ごみカレンダー・分別表」の作成・配布を行った。 ・「ごみカレンダー・分別表」の点字版を作成し、希望する視覚障害者へ配布した。 ・「AIチャットボット」による「ごみの分別」に関する自動応答を実施した。 ・「ごみカレンダー・分別Webアプリ」を配信した。 ・近年増加傾向にある在住外国籍市民との多文化共生を目指し、「外国人のためのごみ出しガイド(9言語対応)」を配布した。 ・「外国人のためのごみ出しガイド」を追加で2言語(シンハラ語・ベンガル語)作成した。 ・市報は毎月、ホームページは随時更新して、3Rに関する情報を提供した。市報28件 ・月刊情報誌やテレビ等を活用して、3Rに関する各種広報を行った。月刊情報誌2回、テレビ2回	B	
				②ごみの排出等に関する事業者の意識啓発	事業系ごみ分別の手引きの作成・配布、研修会の開催、分別が適正でない事業所への個別訪問指導の実施等により、事業者に対してごみの減量化方法や適正な分別等の啓発を行います。また、ごみの減量・資源化に積極的に取り組む事業者を佐賀市3R推進パートナーとして登録し、市報、ホームページなどで広報します。	環境部	循環型社会推進課	・生ごみを多量に排出する事業者に、生ごみ処理機の導入費補助制度等について情報提供を行い、食品リサイクルの推進に繋げる。 ・フラットホームでの搬入検査を随時行うとともに、必要に応じて、違反ごみの搬入事業者を訪問し分別指導等を行う。	・以前導入された事業者の事業報告を確認するとともに、新たな生ごみ処理機に関する情報収集を行った。	B	

第2次佐賀市環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	令和6年度実績		取り組みに対する自己評価	
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	A～D	評価がC又はDの場合は理由を記入
				③ごみ減量に関する学習の場の整備	清掃工場内でのごみ処理の様子の見学やエコプラザでの講座・イベントの開催等、市民がごみ問題について学び、考える機会を提供します。	環境部	循環型社会推進課	<ul style="list-style-type: none"> 各学校、地域団体、企業・行政視察等の施設見学を受け入れる。 エコプラザの利活用と環境教育の推進を目的として、3Rの推進を始め食品ロス問題、SDGsやプラスチック資源循環などの環境全般に関する講座やイベント等を開催するとともに、各種団体等が実施する環境イベント等の誘致に努める。 各学校のSDGsに関する授業や取り組みに積極的に協力する。 エコプラザの会議室利用者に、環境に関するミニ講座(5分程度)を実施し、環境問題について考える機会を提供する。 YouTubeチャンネルとInstagram、ラインを使ってエコプラザからの情報提供と利活用を促す広報を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内外の小学生を始め、高校、大学、地域団体、企業・行政視察等の施設見学を受け入れた。 見学者数:7,169名 環境学習拠点であるエコプラザで3Rの推進、地球温暖化の防止、自然環境、環境保全に関する事業など、環境全般に関するイベントや講座等を開催した。参加者数:3,848名(92講座、20イベント) エコプラザの会議室利用者に、環境に関するミニ講座(5分程度)を実施し、環境問題について考える機会を提供した。 YouTubeチャンネルとInstagramを使ってエコプラザからの情報提供と利活用を促す広報を行った。 YouTubeチャンネル 12,152ビュー/登録者数300名 Instagram 31回投稿/1,176フォロワー ライン友だち登録者数 12回配信/162名 	A	
			④市役所自身のごみ減量行動の推進	(i)公共工事建設副産物のリユース・リサイクル	「建設副産物処理の方針」に基づき、市が発注する全ての公共工事の施工に伴う建設副産物の再使用・再資源化に努めます。	都市戦略部	建築指導課	引き続き、公共工事に伴う建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条通知及び事業完了後のデータ提出について全庁文書資料室に掲載を行い、公共工事担当課及び担当係員に制度周知を行う。	公共工事に伴う建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条通知及び事業完了後のデータ提出について全庁文書資料室に掲載を行い、公共工事担当課及び担当係員に制度周知を行った。	B	
				(ii)浄水処理・下水処理汚泥の有効活用	浄水処理又は下水処理の過程で発生する汚泥について、園芸土としての再使用や肥料化等に努めます。	上下水道局	浄水課	浄水場及び下水処理場から発生する汚泥について、令和6年を目標年度とし、再利用および肥料化77.9%を目指す。	令和6年度浄水汚泥の再利用率 96.0%	C	肥料の製造過程で発生する汚泥
				(iii)ペーパーレス化の推進	文書管理システム及び財務会計システムによる電子決裁の活用、電子入札システムの活用、会議資料等へのICT活用などを推進し、市の事務事業のペーパーレス化に努めます。	総務部	総務法制課	文書管理システム、財務会計システム及び電子入札システムの活用を継続する。	文書管理システム、財務会計システム及び電子入札システムの活用を継続した。加えて、令和7年1月から公用車の貸出に係る公用車管理システムの運用を開始した。公用車利用の際に使用していた毎月2,500枚の紙を削減している。	A	
						総務部	財政課	財務会計システムの活用を継続する。	財務会計システムを継続して活用する。	B	
						総務部	契約監理課	文書管理システム、財務会計システム及び電子入札システムの活用を継続する。	電子入札システムの活用を継続している。	B	
						政策推進部	デジタル推進課	会議等へのタブレット端末の利用を推進する。	庁議・経営戦略会議・指名等審査委員会、例規審議会など、主に幹部職員が参加する会議のほか、WEB会議や各種打合せ、研修会や説明会においてタブレット端末を用いたペーパーレス化が実践されている。	B	
		2-2 ごみの適正処理	(1)効率的な処理施設の運用	①可燃ごみ搬入時の検査及び指導	清掃工場への違反ごみや処理困難物の搬入防止のため、清掃工場に搬入されるごみを抜き打ちで検査し、分別が適正でない場合には、搬入者への指導や排出事業者への個別訪問等を実施します。	環境部	循環型社会推進課	清掃工場に搬入される事業系一般廃棄物を抜き打ちで検査する。清掃工場プラントホームにおいて、収集運搬許可業者等が搬入する可燃ごみに違反物(産廃、処理困難物、資源物、市外で発生した廃棄物)の混入の有無等を調べる。違反の程度等に応じて口頭による注意や勧告書(注意書、適正化指導書)を発行する。	全量検査の結果、①検査対象者への適正分別にかかる指導 ②研修資料としても活用し、許可業者に対してより具体性を持った指導につなげることができた	B	
				②処理施設の適正な維持管理	ごみの搬入・焼却に伴い発生する悪臭や有害物質の敷地外への漏洩がないように徹底するなど、ごみ処理施設の適正な運転管理に努めます。	環境部	循環型社会推進課	定期的な検査を行い、漏洩防止措置を講じた。	定期的な検査を行い、漏洩防止措置を講じた。	B	
				③最終処分場の維持管理と改修整備	埋立地周辺の環境に配慮して、老朽化施設の改修や敷地内の緑化を行うなど、適正な維持管理に努めるとともに、最終処分場の延命化のための措置を検討します。	環境部	GX推進課	令和6年度早々に条件付一般競争入札(総合評価落札方式)の公告を発出し、令和6年度中に施工業者を選定、仮契約を経て、議会承認後に本締約を締結できるよう業者選定に向けた事務を進めていく。	落札者の決定が見込めないと判断したため、条件付一般競争入札(総合評価落札方式)を中止し、仕様書を整理の上、公募型指名競争入札の公告を発出し、令和7年度第1四半期に施工業者を選定、仮契約を経て、議会承認後に本契約を締結できるよう事務を進めている。	B	

第2次佐賀市環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	令和6年度実績		取り組みに対する自己評価				
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	A～D	評価がA又はDの場合は理由を記入			
			(2)収集体制の適正化	①ごみステーションの適正管理	地元自治会等が管理するごみステーションを適正な状態に保つため、巡回パトロール、分別表示板の設置、違反ごみ注意ステッカーの貼付等を行い、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行います。また、カラスや小動物によるごみ散乱を防ぐためネット等の購入補助を実施します。	環境部	環境保全課	・巡回パトロールを行い、違反ごみには注意ステッカーの貼付等による注意のほか、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行う。 ・カラス等によるごみ散乱防止のため、カラスネット及びボックス型・ネットボックス型等の購入補助を行う。	・巡回パトロールを行い、違反ごみには注意ステッカーの貼付等による注意のほか、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行った。 ・カラス等によるごみ散乱防止のため、カラスネット等の購入補助を行った。	A				
						環境部	循環型社会推進課	・直営によって、佐賀地区の一部の燃えるごみ、ペットボトル、佐賀地区の全部の紙、布類、久保田地区の全部の燃えるごみについて適正に収集し運搬する。 ・収集運搬委託業者が適正に収集し運搬できるように確認及び指導を行う。	収集運搬委託業者が適正にかつ安全に収集運搬できるよう、搬入や運搬時・作業時の安全等の研修を実施した。周知が必要な違反ごみ出た場合、直営及び委託業者へ注意喚起を行った。	B				
						環境部	環境保全課	・直営によって、佐賀地区の一部の燃えるごみ、ペットボトル、佐賀地区の全部の紙、布類、久保田地区の全部の燃えるごみについて適正に収集し運搬する。 ・その他の地区は民間業者に委託しているが、引き続き、適正に収集し運搬できるように研修や確認・指導を行う。	・直営によって、佐賀地区の一部の燃えるごみ、ペットボトル、佐賀地区の全部の紙、布類、久保田地区の全部の燃えるごみについて適正に収集し運搬した。 ・収集運搬委託業者が適正に収集し運搬できるように確認及び指導を行った。	A				
						環境部	循環型社会推進課	・市民等からの通報を基に資源物持ち去りが行われているステーションを重点的にパトロールを行う。持ち去りを行う者を発見すれば警告書を交付し対応を行う。 ・市民からの申し出に応じて市内のごみステーションに防犯カメラを設置し、資源物持ち去りの抑止及び持ち去り者の特定を行う。	・市民からの通報を基に資源物持ち去りが行われているステーションを重点的にパトロールを行い注意喚起の掲示を行った。持ち去りを行う者を発見し警告書を交付した。	B				
						環境部	環境保全課	資源物の持ち去りを防止するため、広報活動やパトロール等を行う。	資源物の持ち去りを防止するため、広報活動やパトロール等を行った。	A				
						環境部	循環型社会推進課	・プラスチック資源循環促進法の趣旨に沿ったプラスチックの分別・リサイクルについて研究・検討を行う。	・令和5年度にプラスチック分別拠点回収を実施した結果を踏まえ、回収範囲を広げモデル実証を行った。(循誘・神野・巨勢・本庄校区の公民館及びエコプラザにて実施、1, 870kgのプラスチックを回収。)	B				
						環境部	循環型社会推進課	・公共事業に伴う草類や剪定枝は、なるべく民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを推進するよう周知に努める。 ・民間での生ごみや紙おむつ等のリサイクルの推進に向け、先進事例等の情報収集に努め、必要に応じて排出事業者や廃棄物処理業者に情報提供を行う。 ・佐賀市清掃工場の焼却灰について、民間のリサイクル業者を活用したセメント化を実施する。	・民間での生ごみや紙おむつ等のリサイクルについて、国の動向も踏まえ情報収集に努めた。廃棄物処理業者に提供できる情報は該当なし。	B				
						建設部	河川砂防課	①親水空間の創出	市内の河川・水路において、自然豊かで市民が水と触れ合える親水空間を意識した河川整備を実施します。	建設部 北部建設事務所 建設部 南部建設事務所	既存の水辺空間について植栽管理やガス燈修繕を行う	・河川公園の除草作業、既存の水辺空間の植栽管理やガス燈修繕を行った。	B	
						建設部	農林水産部	②多自然型護岸の整備	河川等の整備に際しては、川底に捨石を配置したり、間伐材を活用した捨石工を採用するなど、生物の生息環境の確保や自然環境の多様化につながるような多自然型の護岸整備を推進します。	農林水産部 農村環境課 建設部 河川砂防課 建設部 北部建設事務所	予算・近隣住民の合意形成が満たせば、可能な限り多自然型の護岸整備を推進する。 可能な限り多自然川づくりに取り組む。	今年度、該当する整備なし。 野釜川河川災害復旧工事の際に環境配慮型ブロックを使用した	B B	

第2次佐賀市環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	令和6年度実績		取り組みに対する自己評価			
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	A～D	評価がC又はDの場合は理由を記入		
			②河川等の機能保全	①河川、水路等の機能の保全	河川、水路等の機能保全を図るため、浚渫(水底に堆積した土砂をさらう作業)や護岸整備を随時実施し、同時に美しい水辺環境を整備します。	建設部	南部建設事務所	予算の範囲で行う。	今年度、地元が17件の浚渫を実施した。	B			
						農林水産部	農村環境課						
						建設部	河川砂防課						
						建設部	北部建設事務所						
				建設部	南部建設事務所	浚渫や護岸整備を行う。	市民清掃で困難な箇所での浚渫、伐採、除草及び護岸の補修を行った。	B					
				②地域が一体となった農村環境整備	地域の農業用水路、農道等について、農業者だけでなく、住民、団体も参加して行う保全活動を支援し、農業の生産性の低下を防ぐとともに農村の自然環境や景観を守ります。	農林水産部	農村環境課	地域の保全活動を支援する。	市内全域で多面的機能支援事業が行われた。	B			
						建設部	河川砂防課	嘉瀬、本庄地区におけるナガエツルノゲイトウの早期除去及び浚渫による水路底に根付いた水草の根の撤去を行い、繁殖拡大を防ぐ。	嘉瀬、本庄地区、川副町等においてナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ等の水草除去を行った。	B			
				③特定外来生物(水草)の除去による水路の機能保全	水路の貯留量の減少や樋門・樋管操作への障害をもたらす特定外来生物の水草の繁茂が確認された場合には、地域住民等と協力して、速やかに除去することで、水路の機能保全や他地域への拡大防止に努めます。	建設部	南部建設事務所	嘉瀬、鍋島地区におけるナガエツルノゲイトウの早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。	嘉瀬、鍋島地区におけるナガエツルノゲイトウ及びブラジルチドメグサの除草を行った。	B			
						建設部	南部建設事務所	久保田、川副、諸富、東与賀地区におけるブラジルチドメグサ及びナガエツルノゲイトウの早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。	久保田、川副、諸富地区におけるブラジルチドメグサ及び東与賀地区におけるナガエツルノゲイトウの除去を概ね実施できた。	B			
						環境部	環境政策課	特定外来生物(水草)の生態について、地域及び水路等施設管理者との情報を共有し、定期的な除草等の対策により拡大防止に努める。	施設管理者と定期的な連絡会議を開催し、発生状況や効果的な防除方法について情報を共有した。発生した水路等受益者(市民)に対して、代表者等を訪問するほか、地域へのチラシ配布や講座の実施などにより市民への注意喚起や啓発を行った。巡回により早期発見早期除去を行った。	B			
				④市民主体による河川・水路の清掃	市民が主体となって実施される身近な河川・水路の浚渫や雑草等の伐採等の清掃活動に対して、清掃器具・資材の貸出しやごみの回収などの支援を行います。	建設部	河川砂防課	必要な用具の貸し出しやごみの回収を行う。	必要な用具の貸し出しや、ごみの回収を行った。	B			
						建設部	北部建設事務所						
						建設部	南部建設事務所						
				3-2 豊かなみどりの確保	①森林の整備と保全	①市有林・公団分収林の育成	水資源の良好な保持と併せて優良な森林資源の確保と財産形成を図るため、間伐や枝打ちなどの森林保育事業を継続して実施します。	農林水産部	森林整備課	造林事業や森林環境譲与税を活用した間伐等により、森林保育や森林資源の循環に努める。	市有林の下刈、間伐を実施した。令和6年度実績 下刈:9.53ha、間伐:2.97ha。	B	
								農林水産部	森林整備課	森林経営計画の策定及び進捗状況の確認等、計画作成者の状況に応じ、個別に支援していく。	森林経営計画作成者それぞれに事業の進捗確認を行った。	B	
②森林整備地域活動の支援	森林管理者等が自ら森林経営計画等を策定することにより、それに基づく計画的かつ効率的な森林整備の推進を図るため、計画の策定に必要な地域活動等の実施を支援します。	農林水産部	森林整備課			関係部署へ地元産材の活用を働きかける。	令和5年度に改正した「佐賀市建築物木材利用促進方針」により地元産材を活用した。	B					
		建設部	建築住宅課			建築物内外装の木材において地場産材採用率を35%以上とする。	継続して取り組みを行っている。令和6年度は新築団地において取り組みを行った。今後も継続して行う。	B					
③地元産材の活用促進	地元産材の需要創出による林業の活性化を図るため、木製護岸工事や公共建築物の新設・改修工事に際し、地元産材を積極的に採用します。	農林水産部	森林整備課			関係部署へ地元産材の活用を働きかける。	令和5年度に改正した「佐賀市建築物木材利用促進方針」により地元産材を活用した。	B					
		建設部	建築住宅課			建築物内外装の木材において地場産材採用率を35%以上とする。	継続して取り組みを行っている。令和6年度は新築団地において取り組みを行った。今後も継続して行う。	B					
④森林の持つ役割の啓発	市民が木と触れ合える「ふじ森林文化フェスタ」の開催や、実際に山へ入り植樹・育樹活動を行うイベントの実施等を通して、森林が有する公益的機能に対する市民の理解を深めています。	農林水産部	森林整備課			外郭団体(森林浴ガイドの会等)や林業事業者と協力し啓発に努める。	企業の森林づくりでの広葉樹の植林活動や「森林浴体感ツアー」(春1回、秋2回)及び「林業就業体験」を実施した。	B					
		都市戦略部	緑化推進課			緑の募金を活用した事業で啓発に努める。	植樹・育樹を行っている17団体へ緑の募金による助成を行った。	A					
⑤間伐材を使用したコピー用紙等の導入	市役所で使用するコピー用紙等について、間伐材が使用されており、購入費の一部が森林所有者に還元される製品を全部署で継続して導入するとともに、他の地方公共団体や民間事業者への導入拡大を図ります。	総務部	契約管理課			間伐材が使用されたコピー用紙等の導入を継続して実施する。	間伐材が使用されたコピー用紙等の単価契約を採用し、全部署で購入できるようにしている。	B					
		農林水産部	農業振興課			農地中間管理機構事業を利用して農地の出し手と受け手を募集し、農地のマッチングを行う。	農地を他人に貸すことへの不安や制度への理解不足等が要因と考えられる。今後は、制度の内容を分かりやすくしたチラシを作成し周知活動に努める。	C	地域計画が完成したため、従来の取り組みを見直す必要が				
②農用地の確保	①農用地の保全	就農希望者が参入しやすいような環境を整備し、担い手となる農業者や経営体の確保・育成を行うとともに、農産物の生産性向上や需要拡大、農地の集約等を図り、農用地の保全や耕作放棄地の解消につなげます。	農林水産部	農業振興課	有機・特別栽培、エコ農業の取り組みや環境配慮型機械の導入、わらのすき込み等の実施による環境保全型農業の普及を推進します。	有機農業研修・体験学校を年間48回実施した。	A						
			農林水産部	農業振興課	有機農業研修・体験学校を年間36回以上開催する。	有機農業研修・体験学校を年間48回実施した。	A						

第2次佐賀市環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	令和6年度実績		取り組みに対する自己評価		
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	A～D	評価がC又はDの場合は理由を記入	
	(3)緑地の創造と保全			①市民・事業者の緑化活動の支援	地域で緑化活動を行う自治会やボランティア団体、自らの敷地内の緑化を行う市民・事業者への支援を推進します。	都市戦略部	緑化推進課	地域への緑化活動の支援を行う。	地域への緑化活動支援を193件行った。	B		
				②市民ニーズを反映した公園整備	公園施設のバリアフリー化や安全性の向上を進め、誰もが快適に利用できる公園にします。また、公園の整備・再整備を行う際は、地域住民の意見を反映しながら、地域の特性を活かし、魅力ある公園づくりを進めます。	都市戦略部	緑化推進課	公園施設内の老朽化に伴い交換する電灯具のLED化を進めていく。	交換する電灯具がある場合はLED化を積極的に行った。	A		
				③公共地(公共施設、街路等)の緑化の推進	佐賀市みどりの基本計画に基づき、公共施設等の緑化基準及び緑化指針を定め、学校や公民館などの市民が集う公共施設の緑化や街路樹の整備を計画的に実施します。	都市戦略部	緑化推進課	佐賀市みどりの基本計画に基づき、公共施設の緑化を計画的に行う。	公共施設への花苗を494件配布した。	A		
				建設部	道路整備課	道路施設内において、緑化の実績はない。	B		道路施設内の緑化には周辺住民の理解が必要			
	④グリーンツーリズムの推進	地域住民による地域の特性を活かした農山漁村環境の活性化を支援するとともに、農業体験イベントの実施やグリーンツーリズムイベントの情報を積極的に発信するなど、グリーンツーリズム実践者の育成を図り、農山漁村と都市との交流を深めます。	農林水産部	農業振興課	食と農の体験交流ツアーや、農山漁業者が行う自主的な体験交流活動に対して助成を行う市農山漁村交流支援事業を実施し、交流人口を増やしていく。	市主催の食と農の体験交流ツアーを9回実施し、273名に参加を頂いた。また、市農山漁村交流支援事業補助金を1団体に助成し、295名に来場して頂いた。	B					
	3-3 生物多様性の保全	(1)希少種等の保全			①生物環境への影響に配慮した公共工事の調整	市が実施する公共工事の実施に当たっては、動植物の専門家から構成する自然環境懇話会に意見を求め、市内に生息する絶滅危惧種をはじめとする動植物の生息環境への影響をなるべく抑えるように工事の調整を行います。	環境部	環境政策課	工事の前後に環境調査を行う。特定の環境問題をテーマとした佐賀市自然環境懇話会を開催する。市の公共工事担当者を対象に生物多様性等に関する研修会を開催する。市域自然環境調査を実施中。調査は委託団体と随時連絡を取りながら行う。	・公共工事前の環境調査を実施した(7件) ・佐賀市自然環境懇話会を開催した(10/18) ・市職員を対象に生物多様性に関する職員研修会を開催した(2/3) ・令和4年度から7年度にかけて第5回佐賀市自然環境調査を実施中。令和6年度は各項目の現地調査を実施した。	B	
					②生態系が豊かな自然環境の保全	広範囲にわたる生態系ネットワークの拠点でもある白石原湿原の自然環境を保全し、生物の多様性を確保するとともに、環境教育等への活用を図ります。	環境部	環境政策課	地元団体の高齢化に伴い、令和6年度は当湿原の維持管理を業者への委託のみとし、生物多様性の保全の確保と利活用を図る。	・当湿原の維持管理を業務委託により実施した。 施肥:1回 除草:5回 水草除去:2回 高木剪定:4本 高木伐採:3回 ・市のホームページで湿原に生息する生き物の情報を発信した。	B	
					③外来生物への対策	市内に移入してきた外来生物のうち、自然環境や生活環境、産業等に悪影響を及ぼす種については、県や市民ボランティア、地元住民等と協力して除去を行います。	環境部	環境政策課	外来生物の被害防止のため、生態及び環境等への影響についての情報を発信し、法令及び移入規制種に関する県条例等に基づき適切に対応する。	市ホームページや関係機関にチラシを設置するなど、周知を行った。	B	
	(2)自然観光資源の保全と活用				①北部山麓一帯の活用推進	北部山麓一帯の歴史や自然等の観光資源を活かした魅力的な観光地として、北山ダム周辺や金立山緑のシャワーロードなどをPRし、自然環境の保全と利用者の安全及び快適性の確保を目的とした維持管理を行います。	都市戦略部	緑化推進課	自然環境の保全及び利用者が安全快適に利用できるような維持管理を行う。	金立シャワーロードの維持管理を行った。 支障木伐採:9箇所 除草:2回 剪定:2回	A	
					②希少生物の保存と観光資源活用	有明海の干潟に自生する絶滅危惧種「シチメンソウ」や久保泉町帯隈山に自生する国指定天然記念物「エヒメアヤメ」など、地元住民が愛し、自然観光資源として保存・活用を図っている希少生物について、住民が行う生息環境の保存活動等を支援します。	東与賀支所	東与賀支所	シチメンソウのまつりの支援やシチメンソウを育てる会の支援を通じて、住民活動の活性化を図る。	シチメンソウまつりの開催時における環境保全の普及啓発やシチメンソウを育てる会や市民団体等と協働した海岸清掃・種まきなどを通して希少種の保全活動ができた。	A	
					③河畔林(横堤)の維持管理	佐賀平野に残された貴重なグリーンベルトである横堤を、ふるさとの原風景、歴史的遺産として保存し整備します。	農林水産部	農村環境課	良好な管理を行う。	地元で、7月に1回、11月に1回の計2回の除草、伐採を行った。	B	

第2次佐賀市環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	令和6年度実績		取り組みに対する自己評価	
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	A～D	評価がC又はDの場合は理由を記入
			(3)ラムサール条約登録湿地「東よか干潟」の保全とワイズユース	①干潟の保全	有明海に広がる東よか干潟は、豊富な栄養分や日本一の潮の満ち引きなどを背景に、多くの固有種や希少種が生息するなど多様な生態系を育んでいます。また、東アジアにおける渡り鳥の重要な中継地・越冬地として、種の生息を支える国際的に貴重な生物の生息環境であり、市民や事業者等と協力して干潟環境を保全することにより、東よか干潟が有する独特の生態系を維持します。	環境部	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸清掃活動 企業やボランティアにより継続的に実施された。 ・シチメンソウ保全活動 東与賀支所を中心にシチメンソウ保全の取り組みを実施し、ボランティアと共にシチメンソウの種取、種まきを行った。 ・各種環境調査 干潟に生息する底生生物の種類、生息数、分布等の現状を調査・把握するための調査を実施(7月、9月) 条約登録区域周辺海域の底生生物及び底質環境調査を佐賀大学に委託し実施。 東よか干潟及びシチメンソウヤード周辺に生育する植物について、業務委託により調査を実施。 	B		
				②交流・学習の機会の提供	干潟に関心を持つ人々が情報を共有し、連携・協力する仕組みを構築することにより、干潟を介した交流の促進を図り、多くの人が干潟について学習する機会を提供するため、ガイドを養成するとともに拠点施設の整備等を検討します。	環境部	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・学習機会の創出 東よか干潟ラムサールクラブの運営、東よか干潟自然観察会の開催、小中学校の学習に対する支援 等 ・将来の干潟の保全等を担う人材の確保 東よか干潟ボランティアガイドの運営・養成 ・国内外のラムサール条約登録湿地等との連携・交流 国内外のラムサール条約登録湿地との交流、有明海3湿地の連携推進 等 ・教育プログラムの整備・充実 ・リピーターの確保対策 など 	B		
				③干潟の観光資源としての活用	地域が干潟からの恵みを得ながら干潟の保全を図ることで、干潟の持続的な利用が可能となることから、ラムサール条約登録湿地である東よか干潟の魅力を市内外へ積極的にPRし、観光資源として活用することにより、干潟を軸とした地域活性化につなげていきます。	経済部	観光振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・観光パンフレット、ホームページ等でPRする。 ・東よか干潟及び関連施設の活用や橋の駅ドロンバ、佐野常民記念館等の南部観光施設等との連携による観光推進を図 	B		
						環境部	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業・バードウォッチング利用の促進 ・市内観光地との連携 ・干潟の魅力の発掘・発信 ・干潟の文化や技術の記録と継承 ・干潟の恵みのブランド化による地域振興 など・漁業・バードウォッチング利用の促進 	A		

第2次佐賀市環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内 容	担当部	担当課	令和6年度実績		取り組みに対する自己評価					
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	A～D	評価がC又はDの場合は理由を記入				
		3-4 自然環境と調和した都市づくり	(1)みどりや水と共存する都市景観の形成	①都市の風致の維持・保全	自然的要素に富んだ良好な景観を形成しており、都市の土地利用計画上、また都市環境の保全を図るため、風致の維持を図ることが必要な風致地区については、佐賀市風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づき建築制限等の規制誘導を進めていきます。	都市戦略部	建築指導課	佐賀市風致地区内における行為の許可申請に対し、適切な規制誘導を行う。	申請許可1件	B					
				②住民主体の環境保全等のルールづくり	住民自らが良好な住環境の保全・形成等を図るため主体的に定める協定や地区計画等のルールづくりを支援します。	都市戦略部	都市政策課	必要に応じて、ルール作りを支援する。	協定や地区計画等のルールづくりについて市民から相談があった際に、都市計画提案制度等の紹介、説明を行った。	B					
				③良好な景観の形成	景観形成地区の指定や建築行為等の届出制度、景観賞の表彰等を実施し、良好な景観形成を推進するとともに、屋外広告物等の適正化を図ることにより、本市ならではの特色がある景観の形成をめざします。	都市戦略部	建築指導課	景観形成地区(城内、長崎街道・柳町)や景観計画に基づく届出に対する良好な景観への誘導、市民への景観に対する意識付け、屋外広告物の適正な掲出・誘導を行う。	景観届出誘導102件 屋外広告物許可652件	B					
				(2)歴史や文化に根ざした環境の保全	①歴史あるみどり空間の保全	天然記念物に指定された樹木の樹勢調査を実施したり、古くから伝わる古木や巨木を保存樹等として指定し、所有者と協力しながら、歴史あるみどり空間の保全を図ります。	都市戦略部	緑化推進課	指定から10年経過した保存樹の樹勢調査を行い、所有者と連携を取りながら、保全を図る。必要に応じて樹勢回復治療を行う。	10年経過定期点検本数:7本 樹勢回復治療本数:1本	B				
						地域振興部	文化財課	佐賀市所在の天然記念物の樹勢調査を行い、所有者と連携を取りながら、保全を図る。(調査対象4件、うち国指定天然記念物1件、佐賀市指定天然記念物3件。)	来年度以降も計画的に実施する。	B					
					②景観重要建造物等の保存	歴史的・景観的に優れた建造物等を保全するため、景観重要建造物等として指定し、外観の補修に要する費用の一部を助成するなどの支援を進めます。	都市戦略部	建築指導課	景観重要建造物等の補修等に対し、2件の助成を行う。	実績2件	B				
					4 安全で快適な生活環境のまち	市民一人ひとりが、生活環境の向上に取り組み、安全で快適な生活を営んでいる。	4-1 身近な生活環境の保全	(1)生活に密着した環境問題の改善	①ペット類の適正飼育の促進	ペット類の飼い主に対して適正飼育の意識啓発を行い、近隣住民とのトラブルの回避や咬傷事故の防止等とともに、狂犬病予防集団注射を市内各地域で実施して、狂犬病予防注射の接種率向上を図ります。また、野良猫による被害を抑制するため、地域猫や飼い猫の不妊去勢手術費用の助成等の対策を行います。	環境部	環境政策課	・狂犬病予防集合注射の実施 ・市報等による犬や猫の適正飼養の啓発 ・犬のしつけ教室の開催 ・地域猫不妊去勢手術費用の助成 ・飼い猫の不妊去勢手術費用の助成 ・公園を住処とする野良猫の不妊去勢手術費用の助成	・狂犬病予防集合注射を4月に実施(35会場、1,497頭) ・市報等による犬や猫の適正飼養の啓発 ・犬のしつけ教室の開催(10～12月:全4回)	A
				②衛生害虫駆除の推進					水路に生息するアカイエカの幼虫を駆除することにより、日本脳炎等の伝染病の発生を予防するとともに、居住区域の水溜り等で発生するやぶ蚊の対策について啓発を行い、住み良い生活環境を実現します。	環境部	環境政策課	・委託によるアカイエカの防除 ・ヤブ蚊対策の啓発 ・衛生害虫等に関する相談対応	・委託によるアカイエカの防除。(幼虫発生河川数(単)が231、さなぎ発生河川数(単)が109。) ・ヤブ蚊対策の啓発出前講座:1回 ・衛生害虫等に関する相談対応:7件	A	
				③家庭ごみ等の野外焼却の禁止					家庭ごみを焼却せずにごみステーションや清掃工場へ搬入するよう指導を行うことにより、煙害の防止に努め、良好な生活環境を守ります。	環境部	環境保全課	・野外焼却の自粛を呼び掛ける。 ・野外焼却によって煙害等が発生している場合には、直ちに焼却をやめるよう原因者に指導を行う。	・野外焼却の自粛を呼び掛けた。 ・野外焼却によって煙害等が発生している場合には、直ちに焼却をやめるよう原因者に指導を行った。	A	
				④身近な生活環境改善の啓発					生活環境に起因する市民等からの相談、近隣住民間あるいは市民と事業者間のトラブル等について、当事者間での対話への誘導、原因者への指導、環境阻害要因の除去等の対応を行います。	環境部	環境政策課	生活環境に関する相談対応を行う。	生活環境に関する相談対応(378件)	A	
環境部	環境保全課	市民からの苦情相談の対応を行う。	市民からの苦情相談の対応を行った。						A						
⑤空き家等の適正管理	倒壊事故や衛生害虫の発生等、空き家・空き地の管理不全による影響から周辺住民の生活環境を保全するため、空き家・空き地の所有者等に対して、適正管理の啓発や改善指導、解体費用の助成等を行います。	都市戦略部	都市政策課	危険な空き家(危険な状態になるおそれのある空き家)に対して解体費用の助成を25件行う。(1件あたりの助成金の上限額も50万円から60万円に増額する)					助成上限額を増額した上で、申請を受け付けた25件について助成金を交付済み。	A					
	環境部	環境政策課	空き家・空き地の管理不全による周辺住民の生活環境を保全するため、衛生害虫の発生について相談に応じ、生活環境の改善を図る。	生活環境に関する相談対応(0件)					A						
⑥不法投棄の防止対策	パトロールや市民からの通報等で発見した不法投棄ごみについては、投棄者の割り出しに努め、判明した場合には、警察とも協力して厳正な指導を実施します。	環境部	環境保全課	パトロールを毎日実施し、不法投棄ごみを発見した場合には排出者への指導やごみの回収を行う。					パトロールを毎日実施し、不法投棄ごみを発見した場合には排出者への指導やごみの回収を行った。	A					
	(2)市民清掃活動の推進と支援	①清掃活動の推進	毎年6月の「県内一斉ふるさと美化活動」や10月の「市民一斉清掃月間」など、市民や事業者、自治会が協力して取り組む清掃活動を推進、支援します。	環境部					環境保全課	県内一斉ふるさと美化活動や市民一斉清掃月間(10月)の推進、支援を行う。令和6年度は国スポ・全障スポ大会が開催されることから、大会前にも清掃活動を行う。	県内一斉ふるさと美化活動や市民一斉清掃月間(10月)の推進、支援を行った。国スポ・全障スポ応援ボランティア清掃(R6.8.31)を開催し、大会前の清掃活動を行った。	A			
②清掃ボランティアの支援		地域の自治会やボランティア団体、事業者等が主体となって実施する地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を実施します。	環境部	環境保全課					地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を行う。	地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を行った。	A				

第2次佐賀市環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	令和6年度実績		取り組みに対する自己評価		
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	A～D	評価がC又はDの場合は理由を記入	
			(3)安全な水道水の安定供給	①安全でおいしい水の確保	水源から蛇口までのあらゆる過程における水質管理の徹底や施設の適切な運用により、安全でおいしい水道水を安定的に供給します。	上下水道局	浄水課	水質事故 0%を維持する。	水質事故 0%を維持	A		
				②水道フェアの開催等による啓発	市ホームページや出前講座、水道週間の期間中に開催する水道フェアの取り組みなどを通して、水道水の知識や水源の保全と監視の重要性などについて啓発を行います。	上下水道局	総務課	上下水道フェア、出前講座、上下水道だよりによる啓発を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道フェア開催 (R6.6.1) 出前講座 8回実施 上下水道だより 2回発行 (R6.10月/R7.3月) 	A		
				③水道水の水質検査の実施	毎年度策定する水道水質検査計画に基づき、水道水の水質検査を実施するとともに、検査計画及び検査結果を随時公表し、水道水の水質の安定に努めます。	上下水道局	浄水課	ホームページに水質検査結果を公表し、「上下水道だより」で市民に向けてPRを行う。(年1回以上)	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道フェア開催 (R6.6.1) 出前講座 8回実施 上下水道だより 2回発行 (R6.10月/R7.3月) 	A		
			4-2 生活排水の対策	(1)下水等の処理	①公共下水道への接続率向上と適正管理	下水道施設の効率性かつ効果的な整備と適切な維持管理を行うとともに、下水道への接続や適切な利用を市民に啓発していきます。	上下水道局	業務課	下水道未接続者に対し、接続促進活動を行う。(令和5年度に引き続き、意識等調査等を行う。対象地区は大和地区・富士地区)	下水道未接続者に対し、未接続の理由や意識等の調査(アンケート方式)を行った。また、接続の意識を高めるため、接続依頼文書を同封した。対象地区:大和地区・富士地区 発送件数:715件 回収件数233件 回収率32.68%	A	
						下水道整備率(浄化槽を除く)について、令和7年度を目標年度とし、97.3%を目指す。	上下水道局	下水道工務課	下水道整備率(浄化槽を除く)について、令和7年度を目標年度とし、97.3%を目指す。	整備率94.75%(昨年度94.59%)	A	
					②農業集落排水の適正管理	農業集落排水処理施設の周辺の水環境を保全するため、排水の水質を定期的に確認し、必要に応じて施設管理受託者に処理方法の改善の助言を行うなど、適切な施設運営を行います。	上下水道局	下水道施設課	定期的に水質試験を実施し、必要に応じて施設管理受託者に処理方法の改善の助言を行うなど、適切な施設運営を行う。	定期的に水質試験を実施し、必要に応じて施設管理受託者に処理方法の改善の助言を行うことで、適切な施設運営に努めた。	A	
					③市営浄化槽の設置と適正管理	公共用水域の水質汚濁防止及び生活環境衛生の改善を図るため、市上下水道局が主体となって浄化槽の設置や維持管理を行う市営浄化槽事業を推進します。	上下水道局	給排水設備課	市営浄化槽整備率(新規)について、令和7年度を目標年度とし、計画設置基数100.0%を目指す。	普及率78.6%(昨年度76.1%)	B	
			(2)し尿等の処理	①し尿・浄化槽汚泥の適正な収集と処理	家庭や事業所等から排出されるし尿・浄化槽汚泥を計画的に収集・運搬し、かつ適正に処理することで、公衆衛生の確保に努めます。	環境部	衛生センター	処理停止日数0。(計画日数を除く。)	処理停止日数0。(計画日数を除く。)	B		
					②監視測定の実施	市民の快適な生活環境を確保するために、水質、騒音、振動、大気等の測定調査を継続的に実施し、その結果を情報提供します。	環境部	環境保全課	各種環境調査を継続的に実施し、市民等に対して的確な情報提供を行う。	地域の清掃活動に対し、ボランティアの支給やごみの回収などの支援を行った。	A	
			4-3 地域環境の保全	(2)公害等の発生防止対策	①事業所への環境保全関連の指導	事業所等に対して、関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項について適正な指導を行うとともに、特定事業場等への立入調査を実施します。	環境部	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> 事業所等に対し、関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項についての指導を行う。 特定事業場等への立入調査を行う。 	各種環境調査を継続的に実施し、市民等に対して的確な情報提供を行った。	A	
						②水質汚染への対応	河川等への油流出及び魚のへい死事故等が発生した場合には、迅速に被害の拡大防止措置を実施するとともに原因究明を行います。また、下流域への被害拡大のおそれがある場合には、関係市町や関係機関と連携して対応します。	農林水産部	農村環境課	迅速に対応する。	今年度は油流出が2件発生し、迅速に対応を行った。	B
					③家畜排せつ物法に基づく適正管理の指導	家畜のふん・尿の不適正な管理による悪臭や水質汚染の発生を防止するため、農業者に対して、家畜排せつ物法に基づき、堆肥として農地に還元するなどの適正処理を行うよう指導します。また、堆肥の発酵促進及び農産物の高付加価値化を図るための取り組みを推進していきます。	農林水産部	農業振興課	生産水田への堆肥散布の取り組みを耕畜連携助成等を利用して推進する。	農家に経営所得安定対策等推進事業に係る耕畜連携助成等について資料を配布した。その結果多数の農業者が取り組みを行った。	B	
						④麦わら・稲わらのすき込み利用等による焼却の抑制	麦わら・稲わらのすき込みや、畜産農家との連携による飼料・敷きわら等としての利用を促進することで、わら焼却を抑制し、環境や人への煙害を防ぎます。	農林水産部	農業振興課	麦わら、稲わらの有効活用に関する啓発活動を実施する。	麦わら、稲わらの有効活用に関するチラシを窓口を設置した。また、生産組合長会議で資料を配布し周知を行った。わら焼却の情報があった際は、現地で農業者に呼びかけを行った。	B
					(3)化学物質への対策	①市の事業における化学物質対策	施設の新設・改修や樹木の消毒等を行う際には、本市が策定した『化学物質の使用に関するガイドライン』に基づき、化学物質の使用による健康被害等が発生しないように努めます。	環境部	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質の使用に関するガイドラインを周知する。 薬剤使用実態調査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質の使用に関するガイドラインを周知した。 薬剤使用実態調査を行った。 	A
			②学校における適切な環境の維持及び改善	児童生徒等の健康を保持増進し、学習能率の向上を図るため、学校安全保健法の定めにより、学校環境衛生規準に照らし、定期的に環境衛生検査を実施します。教室等の定期検査の一つとして、ホルムアルデヒドなど揮発性有機化合物の検査を実施し、検査結果によっては換気扇の設置等の対応を行います。また、ホルムアルデヒド簡易検知器の貸し出しもしています。			教育部	学事課	揮発性有機化合物の検査を実施する。(市立小中学校各1箇所)	夏休み期間に市立小中学校52箇所ではホルムアルデヒドの検査を実施した。	B	

第2次佐賀市環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	令和6年度実績		取り組みに対する自己評価	
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	A～D	評価がC又はDの場合は理由を記入
横断プロジェクト						担当部	担当課	令和6年度実績			
① バイオマス産業都市さかの構築	ごみ処理施設や下水処理施設などの既存の施設を活用して新たなエネルギーや資源を創出し、バイオマスを活用したまちづくりを推進する。併せて、行政が公平な立場で仲介役を果たし、バイオマスの活用に関する官民や民民の連携を実現していくことを基本的な手段として、経済性が確保された中でバイオマスの活用を推進する一貫システムの構築に取り組んでいく。			ごみ焼却から生み出す電力の活用	環境部	循環型社会推進課	<ul style="list-style-type: none"> ごみ発電の余剰電力を市内の公共施設に供給して、電力の地産地消を継続する。 出前授業による電力の地産地消の広報活動及び節電支援システムによる公共施設の節電促進活動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度の電力供給施設は小中学校51校、公民館等の公共施設65箇所となった。 日新・北川副・北山東部小学校に出前授業を実施し、環境教育の推進を図った。 	A		
					環境部	GX推進課	<ul style="list-style-type: none"> 「さが藻類バイオマス協会」による情報提供やビジネスマッチング等の取り組みを継続するとともに、「さが藻類産業研究開発センター」における藻類培養や抽出などの研究・開発や、藻類が有する成分の有効性の研究に取り組む。 既存の事業者に対する二酸化炭素の安定供給に取り組む。 清掃工場周辺での新たな事業展開(既存事業者との連携、新たな事業者の進出)に対して、適宜サポートを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 協会会員数が令和5年度末の78者から令和6年度末は88者に増加した。 協会会員への事業化サポートの実践や、会員同士のビジネスマッチングを実施した。 県や大学と協同開催の講演会を実施した。 アルビータ、JA全農及び佐電工に対し、二酸化炭素の供給を実施した。 	A		
					上下水道局	下水道施設課	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、地域バイオマス(し尿・浄化槽汚泥、味の素のバイオマス)受入による影響を注視しながら下水浄化センターの運転管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 協会会員への事業化サポートの実践や、会員同士のビジネスマッチングを実施した。 	B		
					環境部	循環型社会推進課	<ul style="list-style-type: none"> 高品質バイオディーゼル燃料(HiBD)の精製技術を応用して、廃食用油からバイオジェット燃料を精製する民間事業を支援し、新たな利用用途拡大による再生可能エネルギーの普及に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> 高品質バイオディーゼル燃料(HiBD)の精製技術を応用して、廃食用油からバイオジェット燃料を精製する民間事業を支援し、新たな利用用途拡大による再生可能エネルギーの普及に協力した。 	A		
					環境部	循環型社会推進課	<ul style="list-style-type: none"> 市内での食品リサイクルの促進に向けた情報提供に努めるとともに、事業所の生ごみ処理機導入を進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内での食品リサイクルの促進に向けた情報の収集に努めた。 	C	生ごみ処理機導入が進まない理由の解明が必要。	
					環境部	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> 学校版環境ISO活動において、全50校を訪問または書類で審査し、取り組みの状況を確認する。 学校版環境ISO活動において、各学校の特色ある取り組みを発信する。 社会科副読本「くらしとごみ」を改定し、小学4年生に配布する。 	<ul style="list-style-type: none"> 全50校を対象にISO活動について審査し、取り組み状況を確認した。 環境教育関係者研修会を開催し、佐賀市の環境教育についての説明やISO活動における各学校の特色ある取り組みを紹介した。 清掃工場、東よか干潟見学を対象としたバス借上料の一部を補助した。(33校、バス56台) 社会科副読本「くらしとごみ」を改定し、小学4年生に配布した。 子ども環境ポスター展を実施し、入賞作品を市内4ヶ所で巡回展示した。(応募数:475点) 老朽化したISO認定校の看板を取り換えた。(3校)また、台風等で破損したISO認定校の看板を臨時で取り換えた。(3校) 教師向けの小冊子「生物多様性って何?」を作成し、市内小中学校に配信した。 	R		
② 環境教育の推進	子どもから大人まであらゆる年齢層に応じた学習ができる仕組みづくりを行うことにより、体系的な環境教育を推進する。			1.佐賀市学校版環境ISO	環境部	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> 学校版環境ISO活動において、全50校を訪問または書類で審査し、取り組みの状況を確認する。 学校版環境ISO活動において、各学校の特色ある取り組みを発信する。 社会科副読本「くらしとごみ」を改定し、小学4年生に配布する。 	<ul style="list-style-type: none"> 全50校を対象にISO活動について審査し、取り組み状況を確認した。 環境教育関係者研修会を開催し、佐賀市の環境教育についての説明やISO活動における各学校の特色ある取り組みを紹介した。 清掃工場、東よか干潟見学を対象としたバス借上料の一部を補助した。(33校、バス56台) 社会科副読本「くらしとごみ」を改定し、小学4年生に配布した。 子ども環境ポスター展を実施し、入賞作品を市内4ヶ所で巡回展示した。(応募数:475点) 老朽化したISO認定校の看板を取り換えた。(3校)また、台風等で破損したISO認定校の看板を臨時で取り換えた。(3校) 教師向けの小冊子「生物多様性って何?」を作成し、市内小中学校に配信した。 	R		

第2次佐賀市環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの 柱)	めざす姿 (成果目 標)	環境 項目	施策の 方向	取り組み施策	内 容	担当部	担当課	令和6年度実績		取り組みに対す る自己評価	
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	A～D	評価がC又は Dの場合は理 由を記入
						教育部	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 子ども環境ポスター展を実施する。 希望する学校に対してISO認定校の看板を設置及び交換を行う。 小中学校の清掃工場、東よか干潟見学時のバス借上料の一部を助成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 全53校を書類で審査し、取り組みの状況を確認した。 社会科副読本「くらしとごみ」を改定し、小学4年生に配布した。 子ども環境ポスター展を実施し、作品を市役所、エコプラザ、市立図書館、東よか干潟ビジターセンターで展示した。(応募点:475点) ISO認定校の看板が老朽化したものの取り換えを行った。(3校、緊急対応3校) 小中学校の清掃工場、東よか干潟見学時のバス借上料の一部を負担した。(33校:バス56台) 学校の特色ある取り組みの発信した。 	D	
					2. 佐賀環境フォーラム	環境部	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> 次年度カリキュラムの企画(外部講師選定やフィールドワークの内容検討など)を通して、講座開講に向けた支援を行う。 市報などで広報を行い、広く市民の参加を募る。 	<ul style="list-style-type: none"> 次年度カリキュラムとして外部講師5名を提案、現地見学会は佐賀市清掃工場を提案し講座開講に向けた支援を行った。 市報や佐賀市ホームページにて市民参加を募った。 	B	
					3. 「トンボ王国さが」づくり	環境部	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> 自然観察会「さがの生きものがし2024」を開催する。 トンボ写真コンクールを開催し、入賞作品でカレンダーを作製する。 ミヤマアカネの保全活動を実施する。 小学校事前学習、草刈り、草搬出、観察会 白石原湿原の維持管理を行う。 小冊子「さがしのとんぼ」をトンボに関するイベント等で配布する。 「トンボ王国・さが」のパネルを作製し、広く普及啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然観察会「さがの生きものがし2024」を開催した。 参加者数・・・第1回:11名 第2回:24名 第3回:31名 第35回トンボ写真コンクール応募点数・・・606点 入賞作品でカレンダーを作製。 ミヤマアカネ保全活動を実施した。 小学校事前学習、草刈り、草搬出、観察会 白石原湿原の維持管理を業務委託により実施した。 小冊子「さがしのとんぼ」をトンボに関するイベント等で配布した。 	B	
						環境部	循環型社会推進課	<ul style="list-style-type: none"> 3Rの推進はもとより、バイオマスや自然環境など、様々な環境問題が自分の生活と深く関わりのあることを実感してもらうための施設見学の実施。 施設見学の機会が少ない中高大学生への環境教育のきっかけづくりと、ごみ処理体験による意識高揚を目的とした職場体験学習の受け入れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内外の小学生を始め、大学、地域団体、企業・行政視察等の団体による施設見学を受け入れるとともに、個人での見学対応も行った。 見学者数:7,169名(団体:5,419名、個人:1,750名) 見学者へ音声ガイド機を貸し出した。(796名/309台) 環境教育のきっかけづくりと、ごみ処理体験による意識高揚を目的として、中高大学生の職場体験学習を受け入れた。(受入人数:大学生19名、中学生4名) 	B	
					4. 環境学習拠点施設(エコプラザ)における環境学習	環境部	環境政策課 循環型社会推進課 環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育用のパネルについては、年度内に更新する。 環境学習の拠点施設であるエコプラザの活用促進と環境教育の推進を目的として、3Rの推進はもとより、自然環境や生活環境、バイオマス、SDGs、プラスチック資源循環など、様々な環境問題をテーマとしたイベント等を開催するとともに、各種団体等が実施する環境イベント等の誘致に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育用のパネルについて、トンボ写真コンクールに係るポスターに更新し、清掃工場の見学に訪れた児童生徒への啓蒙に努めた。 	B	
						環境部	循環型社会推進課	<ul style="list-style-type: none"> エコプラザの再生ゾーンを中心に、3Rの推進と意識高揚を目的とした各種講座やイベント等を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> エコプラザの再生ゾーンにおいて、リユース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに関する講座やイベント(エコマーケット等)を開催した。 3Rに関する講座:92回478名 エコマーケット、おもちゃ病院、防災イベント等:20回3,370名 リペア・レンタル等:75回248名 	B	
						環境部	GX推進課	<ul style="list-style-type: none"> 市民、団体、企業等の視察を数多く受け入れ、佐賀市の取り組みを紹介することで「バイオマス産業都市さが」の認知度向上を図る。 進出企業の施設も活用した環境教育を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度の視察等の対応件数は、対面での視察・講演が94件であった。 	A	

第2次佐賀市環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの 柱)	めざす姿 (成果目 標)	環境 項目	施策の 方向	取り組み施策	内 容	担当部	担当課	令和6年度実績		取り組みに対す る自己評価	
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	A～D	評価がC又は Dの場合は理 由を記入
					5. 佐賀市環境保健推進協議会の取り組み	環境部	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> 市内各校区自治会を実践本部とし、単位自治会を支部として組織する「佐賀市環境保健推進協議会」が行う環境美化やごみ減量などの実践活動や啓発活動への支援。 ～以下、令和6年度の具体的な取り組み～ ・先進地視察研修(視察研修先:未定) ・佐賀市環境保健推進大会(2月上旬) ・環境保全、ごみ対策、健康推進の部会活動(各2回) ・各実践本部及び支部における活動(年間) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の保全及び浄化、健康で住みよいまちづくりに寄与することを目的として、佐賀市環境保健推進協議会及び各校区実践本部、各支部の活動に対して補助金を交付することにより、地域住民が地域の実情に合った環境保全活動や健康づくり等の活動を実施した。 ・先進地視察研修を実施した。(視察先:長崎 実施日:9/18～19 参加者:48名) ・佐賀市環境保健推進大会を開催し、環境保全や健康づくりへの功労者表彰及び健康長寿のための健やかな暮らしについて講演会を実施した。(実施日:1/28、参加者:360人) ・環境保全、ごみ対策、健康推進の各部会において、活動を企画し、実践活動を実施した。(各部会2回ずつ、参加者延べ602人) 	A	
					6. ラムサール条約登録湿地「東よか干潟」を活用した環境教育	環境部	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・東よか干潟ラムサールクラブの活動実施 ・東よか干潟ビジターセンターにおける学習機会の提供 ・小中学校への学習支援 ・東よか干潟ボランティアガイドによる案内・説明・学習支援 ・高校、大学との連携推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・東よか干潟ラムサールクラブ 東よか干潟の価値や魅力を学び多くの人に伝え、将来のリーダーを育成するラムサールクラブ活動を実施した。市内小学校4年生から中学校2年生までの17人が活動。12回開催(特別活動5回を含む。) ・東よか干潟ビジターセンター ひがさすFieldschoolや干潟交流塾等の講座やワークショップを開催することで、環境学習の機会を提供した。 ・小中学校の学習支援 地元の小中学校(東与賀小学校、東与賀中学校)の干潟に関する学習支援を行った他、東よか干潟で学習する市内小中学校に対し、利用するバスの借上料の一部を負担する取組を実施した。利用校:9校 ・東よか干潟ボランティアガイド 東よか干潟の価値や魅力を現地で案内するガイド活動。17人が登録。土日を中心に約6,900人の来訪者に対し、飛来する野鳥の魅力や、シチメンソウについて、その価値や魅力を伝えた。 ・高校大学との環境教育連携 高校の現地研修の受け入れ、学習支援を行った他、佐賀大学農学部と連携し干潟の調査等を行った。 	A	
					7. その他の環境教育	環境部	循環型社会推進課	<ul style="list-style-type: none"> 様々な環境学習ツール(環境紙芝居や動画、食品ロス活用の粘土など)を活用し、子どもたちが保護者とともに楽しみながら学習できる機会を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・清和高校放送部に依頼したSDGs環境紙芝居の読み聞かせ動画を、エコプラザのデジタルサイネージで再生。 ・清和高校放送部に英語版読み聞かせ動画の作成依頼。(作成中) 	B	
				環境部		循環型社会推進課	<ul style="list-style-type: none"> 地域や事業所など、様々な場所での環境教育の場の提供を目的とした出前講座を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や事業所等において、ごみの分別や食品ロス、電力の地産地消など、市の取り組みを紹介する出前講座や小中高生への出前授業を実施した。 ・開催回数:14回410名 ・生ごみの堆肥化や古紙の分別による減量方法について、体験型講座や相談・サポートを実施した。 ・講座開催回数:56回、サポート実施件数:283件 	B		
				環境部		循環型社会推進課	<ul style="list-style-type: none"> 関係部署での連携を進めながら、環境教育の効果的な進め方等について協議していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ひがさす・エコプラザ定例会において、環境教育の具体的な方法等について協議しながら各種環境教育事業を実施した。 定例会開催回数:12回 	B		
				全庁		各課	<ul style="list-style-type: none"> 保育所、幼稚園、公民館や事業所など、市民のライフステージに合わせた多様な環境教育の実施。特に、環境教育を受ける機会が少ない幼児や高校生に対して、効果的な環境学習の手法等を検討し、機会の創出に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、市民が自然に親しみ、環境配慮の意識が高まるような環境学習の機会を提供する。 			

Aの件数 45
Bの件数 81
Cの件数 7

第 2 次佐賀市環境基本計画の進捗状況について

1 成果指標の達成状況

基本目標	成果指標	H25 (2013) 基準値	R1 (2019) 基準値	R1 (2019) 実績値	R2 (2020) 実績値	R3 (2021) 実績値	R4 (2022) 実績値	R5 (2023) 実績値	R6 (2024) 目標値	R6 (2024) 実績値
地球温暖化を防止するまち	① 省エネ等の環境問題を把握し、取り組んでいる市民の割合	78.8%		73.4%	70.2%	70.8%	75.3%	74.3%	85.0%	72.4%
	② 温室効果ガス排出量削減率(2013年度比)		12.2%	22.6%	35.4%	28.3%	33.2%	41.0%	17.9%	31.1%
資源を活かす循環のまち	③ 1人1日当たりごみ排出量	1,048g		1,018g	992g	962g	961g	936g	964g	909g
	④ リサイクル率	17.4%		18.3%	18.6%	17.8%	18.5%	20.9%	20.5%	20.0%
水とみどりがあふれるまち	⑤ 市街地のみどりが増えて景観が良くなったと感じる市民の割合		57.7%	56.3%	56.7%	59.1%	55.7%	55.7%	60.2%	63.9%
	⑥ 市民一人当たりの都市公園面積	7.2㎡		7.8㎡	7.9㎡	7.95㎡	7.95㎡	8.1㎡	8.3㎡	8.1㎡
	⑦ 屋外広告物許可割合	26.9%		84.0%	84.7%	85.3%	86.3%	86.8%	100%	78.7%
安全で快適な生活環境のまち	⑧ 公害苦情(騒音・振動・悪臭等)件数		136件	172件	188件	141件	167件	120件	130件	168件
	⑨ 生活環境苦情件数		347件	646件	465件	480件	659件	577件	300件	692件
	⑩ 鉛給水管更新率	45.0%		89.3%	91.5%	92.3%	93.3%	93.9%	100%	94.3%
	⑪ 下水道接続率	87.3%		91.3%	91.9%	92.3%	92.7%	93.2%	93.4%	93.4%

- 年度目標を達成したもの(青) … 4 指標 (②③⑤⑪)
○ 年度目標を達成しておらず、前年度から改善されていないもの(ピンク)
… 2 指標 (①、⑨)

①省エネ等の環境問題を把握し、取り組んでいる市民の割合

- ・環境への取組が当たり前になってきている部分もある。

⑨生活環境苦情件数

- ・空き家、空き地に対する相談件数が増加している傾向にある。

2 各事業の取組状況

令和6年度取組状況自己評価（全133施策）

A	計画どおりに実施し、非常に良好な実績を得られた。	45施策（33.8%）
B	計画どおりに実施できた。	81施策（60.9%）
C	一部計画どおりに実施できなかった。	7施策（5.3%）
D	計画の見直しが必要	0施策（0.0%）

計133施策

基本目標	環境項目	主な取組	評価									
地球温暖化を防止するまち	地球温暖化防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者の環境配慮行動の啓発 ・自動車利用時の環境負荷低減 ・二酸化炭素の分離・回収技術の導入 	<table border="0"> <tr> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>3施策</td> <td>9施策</td> <td>2施策</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">14施策 ※1,2</td> </tr> </table>	A	B	C	3施策	9施策	2施策	14施策 ※1,2		
	A	B	C									
3施策	9施策	2施策										
14施策 ※1,2												
再生可能エネルギーの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ発電による電力の地産地消 ・廃食用油から精製したバイオディーゼル燃料の活用 	<table border="0"> <tr> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>1施策</td> <td>5施策</td> <td>1施策</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">7施策 ※3</td> </tr> </table>	A	B	C	1施策	5施策	1施策	7施策 ※3			
A	B	C										
1施策	5施策	1施策										
7施策 ※3												
資源を活かす循環のまち	3Rの推進啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・事業所におけるリデュース・リユース・リサイクルの推進 ・ごみの排出抑制、分別に関する啓発 	<table border="0"> <tr> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>4施策</td> <td>8施策</td> <td>2施策</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">14施策 ※4,5</td> </tr> </table>	A	B	C	4施策	8施策	2施策	14施策 ※4,5		
	A	B	C									
4施策	8施策	2施策										
14施策 ※4,5												
ごみの適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設の適正な維持管理 ・ごみの収集体制の適正化 	<table border="0"> <tr> <td>A</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>3施策</td> <td>8施策</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">11施策</td> </tr> </table>	A	B	3施策	8施策	11施策					
A	B											
3施策	8施策											
11施策												
水とみどりがあふれるまち	清らかな水辺の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・水と触れ合える空間の整備 ・河川、水路等の環境整備 ・特定外来生物(水草)の除去 	<table border="0"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">11施策</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">11施策</td> </tr> </table>	B			11施策			11施策		
	B											
	11施策											
	11施策											
豊かなみどりの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の整備 ・環境にやさしい農業の推進 ・市民・事業者の緑化活動の支援 	<table border="0"> <tr> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>4施策</td> <td>9施策</td> <td>1施策</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">14施策 ※6</td> </tr> </table>	A	B	C	4施策	9施策	1施策	14施策 ※6			
A	B	C										
4施策	9施策	1施策										
14施策 ※6												
生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系が豊かな自然環境の保全 ・外来生物への対策 ・東よか干潟の保全・活用 	<table border="0"> <tr> <td>A</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>4施策</td> <td>8施策</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">12施策</td> </tr> </table>	A	B	4施策	8施策	12施策					
A	B											
4施策	8施策											
12施策												
自然環境と調和した都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観の形成 ・歴史的・景観的に優れた建造物等の保全 	<table border="0"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">6施策</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">6施策</td> </tr> </table>	B			6施策			6施策			
B												
6施策												
6施策												
安全で快適な生活環境のまち	身近な生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ペット類の適正飼育の促進 ・市民清掃活動の推進 ・安全な水道水の安定供給 	<table border="0"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">A</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">13施策</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">13施策</td> </tr> </table>	A			13施策			13施策		
	A											
	13施策											
13施策												
生活排水の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道への接続率向上 ・し尿等の適正な収集と処理 	<table border="0"> <tr> <td>A</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>3施策</td> <td>2施策</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">5施策</td> </tr> </table>	A	B	3施策	2施策	5施策					
A	B											
3施策	2施策											
5施策												
地域環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・公害等の発生防止対策 ・市の事業における化学物質対策 	<table border="0"> <tr> <td>A</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>4施策</td> <td>5施策</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">9施策</td> </tr> </table>	A	B	4施策	5施策	9施策					
A	B											
4施策	5施策											
9施策												
横断プロジェクト	バイオマス産業都市さがの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却から生み出す電力の活用 ・微細藻類の培養による資源創出 ・食品リサイクルの促進 	<table border="0"> <tr> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>3施策</td> <td>1施策</td> <td>1施策</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">5施策 ※7</td> </tr> </table>	A	B	C	3施策	1施策	1施策	5施策 ※7		
	A	B	C									
3施策	1施策	1施策										
5施策 ※7												
環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀市学校版環境ISO ・エコプラザにおける環境学習 ・佐賀市環境保健推進協議会 	<table border="0"> <tr> <td>A</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>3施策</td> <td>9施策</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">12施策</td> </tr> </table>	A	B	3施策	9施策	12施策					
A	B											
3施策	9施策											
12施策												

<計画どおりに実施できなかった取組(C評価)>

<p>※1地産地消の推進(うまさぎシール)</p>	<p>市産農産物の流通数(うまさぎシール発行枚数)年間200万枚の目標に対し、令和6年度のうまさぎシール発行枚数は113.5万枚だった。 要因として猛暑による高温障害の影響により出荷量の減少が考えられる。 佐賀青果市場のデータ上も流通量が減少している。 <青果市場の流通量> R5年:1,636t、R6年:1,249t</p>
<p>※2自転車利用の促進(佐賀市自転車利用環境整備計画に沿った整備)</p>	<p>短期整備路線において、事業と合わせて整備を実施したが(市道八戸天祐線L=161m)、佐賀市自転車利用空間ネットワーク計画の範囲外であるが、R6年度は国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会で会場までの自転車利用者が多くなることから優先して実施した。 (市道総合運動場高木団地線L=402m)(市道総合運動場西線L=389m) 令和7年度については、計画通り行う予定であり、ほかの道路(街路)事業と同時進行で行うこととなる。</p>
<p>※3再生可能エネルギーの普及推進</p>	<p>令和5年度まで、清掃工場においてバイオマス資源をごみ発電に活用する実証事業を行い、内容を検討したところ、バイオマス資源の確保が困難などの課題があり、計画への反映や事業実施は難しいという結果になった。</p>
<p>※4事業系ごみのリサイクルの推進</p>	<p>都市計画法や農地法の規制もあり、食品リサイクル業の創業場所の確保等が困難な状況が続いている。</p>
<p>※5浄水処理・下水処理汚泥の有効活用</p>	<p>浄水処理又は下水処理の過程で発生する汚泥について、園芸土としての再利用や肥料化等を行うが、下水汚泥の一部が肥料製造途中となり、肥料の製造過程で発酵がうまくいかなかった。</p>
<p>※6農用地の保全 (就農希望者が参入しやすいような環境を整備し、担い手となる農業者や経営体の確保・育成を行う)</p>	<p>農地を他人に貸すことへの不安や制度への理解不足等が要因と考えられる。今後は、制度の内容を分かりやすくしたチラシを作成し周知活動に努める。</p>
<p>※7食品リサイクルの促進</p>	<p>生ごみ処理機導入が進まない理由の解明が必要。</p>